裁定の手引き

～権利者が不明な著作物等の利用について～

平成２８年２月

文化庁長官官房著作権課

裁定に関する問い合わせ先

文化庁長官官房著作権課　著作物流通推進室　管理係

〒１００－８９５９
東京都千代田区霞が関３－２－２
TEL（０３）５２５３－４１１１（内線：２８４７）
FAX（０３）６７３４－３８１３
http://www.bunka.go.jp

文化庁ホームページ内にも「裁定の手引き」を掲載しております。申請書の様式も WORD 形式のファイルでダウンロードできます。

目 次

第１　裁定制度とは ……1
１　裁定制度の概要 ……1
２　裁定申請の対象となるもの ……1
３　裁定申請を行うための前提 ……1
４　裁定の決定前における利用（申請中利用制度）について ……1

第２　裁定手続の全体的な流れ ……2
１　全体的な流れ ……2
２　申請中に権利者と連絡が取れた場合の流れ ……3
３　スケジュール例 ……4
４　裁定手続チェックリスト ……5

第３　裁定手続の解説 ……7
１　文化庁への事前相談 ……7
２　相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合であることの確認 …7
（１）権利者と連絡を取るために必要な情報を取得するための所定の措置をとること ……8
ア　広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること ……8
(ｱ)　著作物等の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるものの閲覧 ……9
(ｲ)　広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトでの検索 ……10
(ｳ)　過去になされた裁定に係る著作物等について，再度裁定を受けようとする場合にあっては，文化庁のウェブサイトに掲載された過去に裁定を受けた著作物等のデータベースでの検索 ……10
イ　著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること ……10
(ｱ)　著作権等管理事業者等への照会 ……11
(ｲ)　同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人等への照会 12
(ｳ)　文化庁長官への照会 ……12
ウ　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により，公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること ……13
(ｱ)　掲載方法 ……13
(ｲ)　掲載例 ……13

（２）取得した権利者情報や保有していた全ての権利者情報に基づき，権利者と連絡するための措置 ……14
ア　住所が判明している場合 ……14
イ　電話・ＦＡＸ・メールアドレスが判明している場合 ……15
ウ　連絡先以外の情報であって，権利者に関係すると思われる情報が判明している場合 ……15
３　申請書等の作成・提出と手数料の納入 ……16
（１）著作物の利用に係る裁定申請書の様式 ……16
ア　収入印紙 ……17
イ　申請者 ……17
ウ　著作物の題号 ……17
エ　著作者名 ……17
オ　著作物の種類及び内容又は体様 ……17
カ　著作物の利用方法 ……18
(ｱ)　著作物の利用方法の記載例 ……18
(ｲ)　数量や期間を区切って複数回に分けて利用する場合の記載例 ……18
(ｳ)　複数の利用方法を想定している場合の記載例 ……19
キ　補償金の額の算定の基礎となるべき事項 ……19
ク　著作権者と連絡することができない理由 ……20
ケ　著作権法第 67 条の２第１項の規定による著作物の利用の有無 ……20
コ　申請に必要なその他の資料 ……21
(ｱ)　著作権者と連絡することができないことを疎明する資料 ……21
(ｲ)　申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは，その図面，写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料 ……21
(ｳ)　申請に係る著作物が公表され，又は相当期間にわたり公衆に提供され，若しくは提示されている事実が明らかであることを疎明する資料 ……21
（２）実演の利用に係る裁定申請書の様式 ……22
ア　収入印紙 ……23
イ　申請者 ……23
ウ　実演が行われた作品名や実演家の役名等 ……23
エ　実演家名 ……23
オ　実演の内容又は体様 ……23
カ　実演の利用方法 ……23
(ｱ)　実演の利用方法の記載例 ……24
(ｲ)　数量や期間を区切って複数回に分けて利用する場合の記載例 ……24
(ｳ)　複数の利用方法を想定している場合の記載例 ……24

キ　補償金の額の算定の基礎となるべき事項……25
ク　実演家と連絡することができない理由……25
ケ　著作権法第 103 条において準用する同法第 67 条の２第１項の規定による実演の利用の有無……25
コ　申請に必要なその他の資料……25
４　担保金の供託（申請中利用を行う場合のみ）……26
（１）担保金の供託……26
（２）著作物等の利用……26
５　裁定の可否及び補償金の額の決定……27
（１）文化庁長官による判断……27
（２）裁定を受けるまでの標準処理期間……27
（３）補償金の額の決定……27
６　裁定を受けることができた場合の手続……28
（１）補償金の供託等……28
ア　申請中利用を行わなかった場合……28
イ　申請中利用を行った場合……29
（２）著作物等の利用……29
７　裁定をしない処分を受けた場合の手続……30
（１）権利者と連絡をすることができるに至ったことを理由とする場合……30
（２）権利者と連絡をすることができるに至ったこと以外を理由とする場合……30
（３）担保金の取戻し……30

第４　よくある御質問……32
【御質問１】外国人が権利者であっても裁定を受けることはできますか。……32
【御質問２】海外で著作物等の利用を行う場合に，裁定を受けることはできますか。……32
【御質問３】裁定の申請を行うまでに，どのような作業を行う必要がありますか。また，その作業にはどのくらいの期間が必要になりますか。……33
【御質問４】申請中利用制度のメリットを教えてください。申請中利用制度を利用した場合，早く利用できると聞きましたが，裁定を申請してから，著作物等の利用までにどのくらいの期間がかかりますか。……34
【御質問５】販売を予定している CD に含まれる数曲の楽曲について，権利者が不明です。申請は１曲ごとに行う必要がありますか。また，手数料は１曲ごとに支払う必要がありますか。……35
【御質問６】裁定申請に当たり，利用する数量や年数を定める必要がありますか。……35
【御質問７】電子書籍のインターネット配信を考えているのですが，当初３年間の

配信を予定しています。更に，３年間配信期間を延長する場合には，
再度裁定を受ける必要がありますか。……36
【御質問８】書籍の販売を考えていますが，売行きによっては，インターネットでも配信することにしたいと考えています。後からインターネット配信をする場合は，再度裁定を受ける必要がありますか。……36
【御質問９】放送番組の二次利用では，放送事業者が権利処理を行った後に，実際の利用者（有線放送事業者，配信事業者等）へ「番組販売」を行うこと（いわゆる「元栓処理」）が一般的ですが，このような場合に放送事業者が実際の利用者に代わって，裁定の申請を行うことができますか。‥37
【御質問１０】裁定により写真を利用する場合，一部を切り抜いたり，修正したりして利用することはできますか。……37

【資料１】著作物等利用裁定申請書の記載例……38
記入例①（言語の著作物の復刊）……38
記入例②（言語の著作物のインターネット配信）……41
記入例③（音楽の著作物のインターネット配信）……44
記入例④（実演が録音録画されたテレビドラマの DVD 化）……47
記入例⑤（過去に裁定がなされている著作物等の裁定１）……50
記入例⑥（過去に裁定がなされている著作物等の裁定２）……52
【資料２】多数の著作物等について，「相当な努力」をしたことを疎明する資料の作成例……54
【資料３】関係法令等……56

※略語表記
著作権法…「法」，著作権法施行令…「令」，著作権法施行規則…「規則」
平成２１年文化庁告示第２６号…「告示」

第１　裁定制度とは

１　裁定制度の概要

他人の著作物，実演（歌手の歌唱，演奏，俳優の演技等），レコード（CD 等），放送又は有線放送を利用（出版，DVD 販売，インターネット配信等）する場合には，原則として，「著作権者」や「著作隣接権者」の許諾を得ることが必要になります。

しかし，許諾を得ようとしても，「権利者が誰だか分からない」，「（権利者が誰か分かったとしても）権利者がどこにいるのか分からない」，「亡くなった権利者の相続人が誰でどこにいるのか分からない」等の理由で許諾を得ることができない場合があります。

このような場合に，権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け，通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより，適法に利用することができるのが本制度です。

２　裁定申請の対象となるもの

権利者若しくは権利者の許諾を得た者により公表され，又は相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかである著作物，実演，レコード，放送，有線放送（以下，総称して「著作物等」といいます。）が対象になります（法第 67 条第１項，同第 103 条）。

ここで，相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかである著作物等とは，権利者等により公表されているかどうかは不明であるものの，相当期間にわたり世間に流布されている著作物等のことをいい，具体的には童謡等が考えられます。

３　裁定申請を行うための前提

本制度は，権利者が不明な場合に利用することができる制度であることから，権利者が不明であるという事実を担保するに足りる程度の「相当な努力」を行うことが前提となります（法第 67 条第１項，同第 103 条，令第７条の７，告示第１条から第３条）。

４　裁定の決定前における利用（申請中利用制度）について

文化庁に裁定申請を行い，文化庁長官の定める担保金を供託すれば，著作者が著作物の利用を廃絶しようとしていることが明らかな場合を除き，裁定の決定前であっても著作物等の利用が開始できます（申請中利用制度，法第 67 条の２，同第 103 条）。

ただし，法定の要件を満たさなかった等の理由で，裁定を受けられなかった場合（「裁定をしない処分」を受けた場合）には，その時点で著作物等の利用を中止しなければなりません。

本制度を利用すれば，裁定の決定を待って利用を開始する場合と比べて，早期に著作物等の利用を開始することができます。

第２　裁定手続の全体的な流れ

裁定申請から文化庁長官の裁定を受けるまでの全体的な流れは以下のとおりとなります。

１　全体的な流れ

利用したい著作物等の権利者が不明のため，権利者捜索を開始（相当な努力）（７～15ページ参照）（権利者の捜索に当たっては，文化庁著作権課にも，事前に御相談ください。）

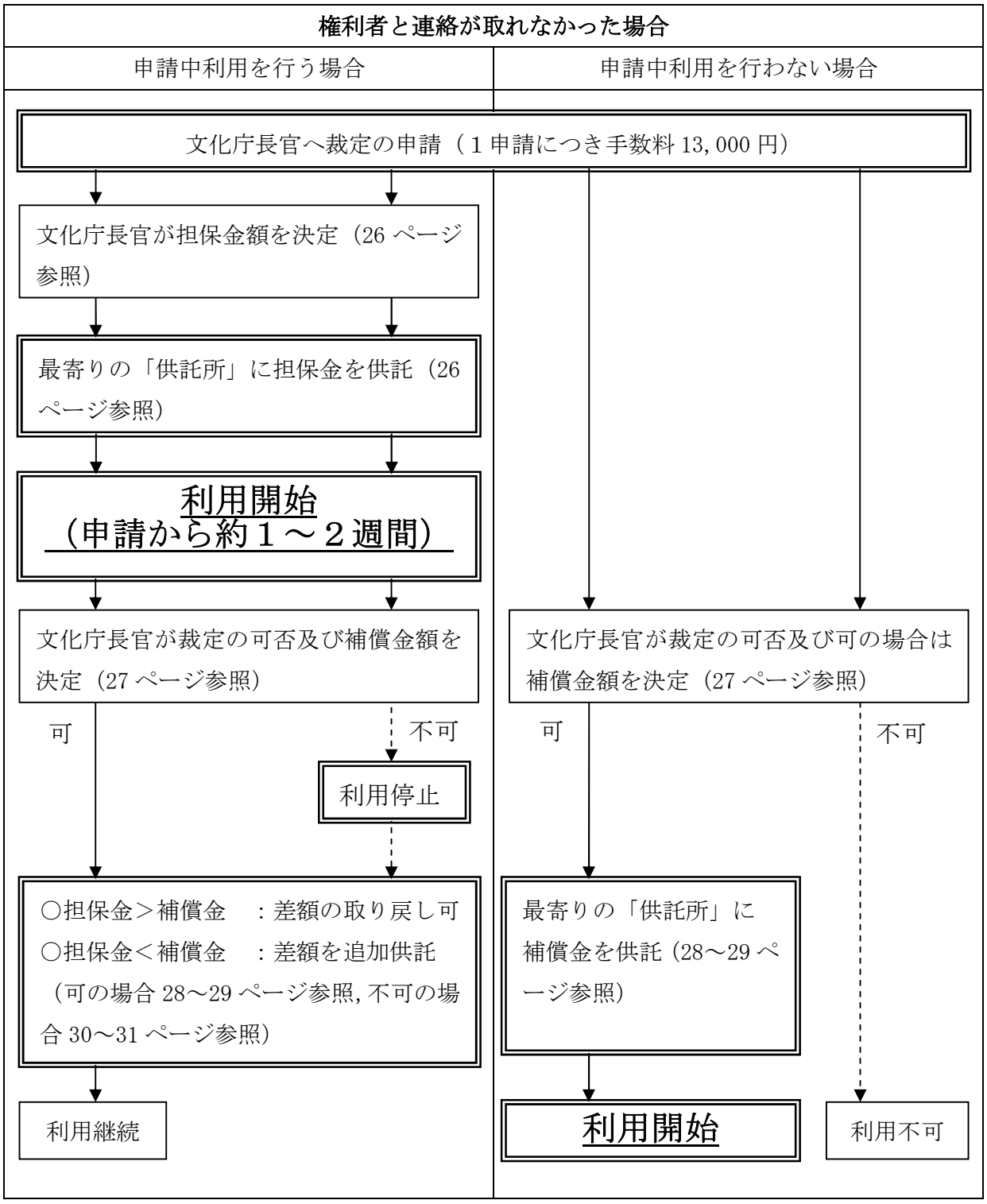

２　申請中に権利者と連絡が取れた場合の流れ

権利者と連絡が取れた場合には，文化庁長官は，裁定をしない処分を行うことになります。そのため，権利者と連絡が取れた場合は，速やかに文化庁担当者へ御連絡ください。

なお，申請中利用を行っている場合は，利用の開始から権利者と連絡することができるに至った時までの補償金の額を，申請者と権利者との協議によって決定し，支払う必要があります（30 ページ参照）。

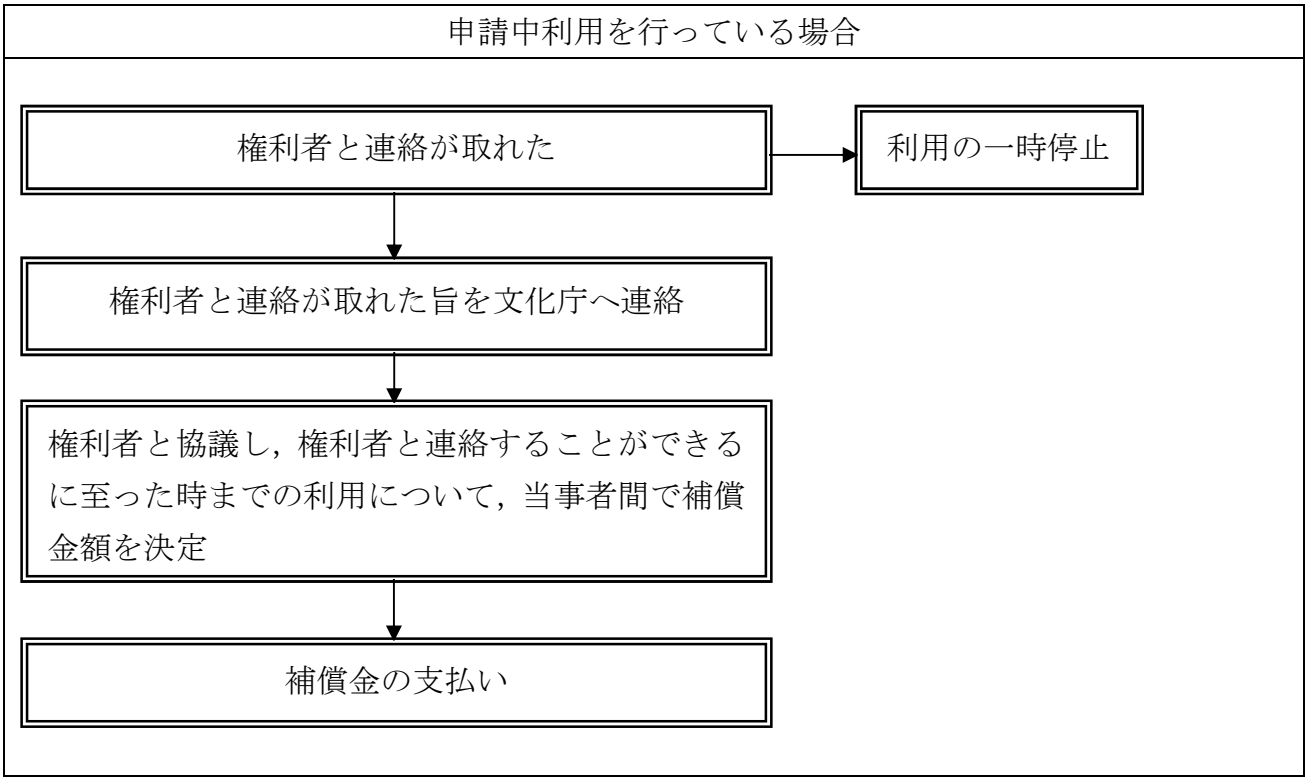

３　スケジュール例

日付	事項
９月１日	○　文化庁著作権課に相談。裁定制度を利用するためには，権利者と連絡を取るための「相当な努力」を払うことが必要であり，その具体的方法について説明を受ける。
９月３日	○　文化庁から説明を受けた内容に基づき，「相当な努力」を開始。 ○　自社のウェブサイトに権利者に関する情報提供を求める記事を掲載するとともに，公益社団法人著作権情報センター（CRIC）のウェブサイトに概要記事の掲載及び自社のウェブサイトへのリンクの貼付を依頼（掲載までに７～10 日程度必要）。
９月１０日	○　CRIC のウェブサイトに記事が掲載される（期間７日以上）。 ○　申請書の下書き及び添付書類を作成，文化庁にメールで送信し，内容の確認を依頼（その後，文化庁担当者から指摘があり，修正）。
９月１８日	○　CRIC のウェブサイトの記事掲載から７日以上が経過し，「相当な努力」に係る調査が終了。権利者の連絡先に関する有益な情報は得られず，権利者と連絡を取ることができなかった。 ○　文化庁担当者からの修正指摘に基づき，申請書及び添付書類を修正し，文化庁に提出。
１０月１日	○　担保金決定通知が文化庁から送付される。
１０月３日	○　担保金決定通知を持って，最寄りの供託所において供託を行う。 **【申請中利用制度に基づき著作物等の利用が可能となる】**
１０月２０日	○　文化審議会著作権分科会使用料部会が開催され，補償金額について諮られる。
１０月３０日	○　文化庁より，裁定結果及び著作物の利用に係る補償金額に関する通知を受領。担保金と補償金の額が同額であるため，追加供託なしで引き続き利用が可能となる。

上記スケジュール例は，申請前に文化庁へ相談があり，申請中利用を行い，申請から１か月程度で文化審議会著作権分科会使用料部会が開催された場合を想定したスケジュールの例です。

申請から約２週間（文化庁に相談してから約１か月）で，申請していた著作物を利用することができ，約１か月（文化庁に相談してから約２か月）で裁定を受けることができた例です。

なお，文化審議会著作権分科会使用料部会の開催時期により，申請から補償金額の決定までの期間は異なります。また，事前相談がない場合は，書類の修正等により，手続に日数がかかる場合があります。

４　裁定手続チェックリスト

裁定を受けるまでの手続のチェックリストを以下に掲載しますので，手続の際の参考に御利用ください。なお，詳細は，「本書該当ページ」を御覧ください。

過去に裁定を受けたことがない著作物等の裁定申請をする場合

手順	事項	本書該当ページ	確認欄
1	文化庁への事前相談（電話連絡）	7	□
2	権利者と連絡することができない場合であることの確認	7	□
（1）	権利者情報を取得するための所定の措置をとること	8	□
ア	文化庁長官が定める刊行物その他の資料のうち適切なものを閲覧すること	8	
(ｱ)	名簿その他これに準ずるものの閲覧	9	□
(ｲ)	ウェブサイトでの検索	10	
イ	文化庁長官が定める次の全ての者に対し照会すること	10	
(ｱ)	著作権等管理事業者等への照会	11	□
(ｲ)	同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人等への照会	12	□
ウ	日刊新聞紙への掲載その他これに準ずる方法により，公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること	13	□
（2）	全ての権利者情報に基づき，権利者と連絡するための措置	14	□
3	申請書等の作成と提出	16～	□
4	（申請中利用を行う場合のみ）担保金の供託	26	(□)
5	裁定の可否及び補償金の額の決定・供託	27	□
6	著作物等の利用（裁定を受けて作成した旨及び裁定日を複製物に記載）	29～	□

過去に裁定を受けたことがある著作物等の裁定申請をする場合

手順	事項	本書該当ページ	確認欄
1	文化庁への事前相談（電話連絡）	7	□
2	権利者と連絡することができない場合であることの確認	7	□
（1）	権利者情報を取得するための所定の措置をとること	8	□
ア	文化庁長官が定める刊行物その他の資料のうち適切なものを閲覧すること	8	
(ｱ)	名簿その他これに準ずるものの閲覧	9	□
(ｲ)	ウェブサイトでの検索	10	
(ｳ)	過去になされた裁定に係る著作物等について，再度裁定を受けようとする場合は，文化庁のウェブサイトに掲載されたデータベースでの検索	10	
イ	文化庁長官が定める者のうち適切なものに対し照会すること	10	
(ｱ)	著作権等管理事業者等への照会	11	□
(ｲ)	同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人等への照会	12	
(ｳ)	文化庁長官への照会	12	
ウ	日刊新聞紙への掲載その他これに準ずる方法により，公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること	13	□
（2）	全ての権利者情報に基づき，権利者と連絡するための措置	14	□
3	申請書等の作成と提出	16～	□
4	（申請中利用を行う場合のみ）担保金の供託	26	（□）
5	裁定の可否及び補償金の額の決定・供託	27	□
6	著作物等の利用（裁定を受けて作成した旨及び裁定日を複製物に記載）	29～	□

（メモ欄）

第３　裁定手続の解説

１　文化庁への事前相談

利用したい著作物等の権利者が不明である等の理由により連絡を取ることができない場合には，裁定制度を利用することが考えられます。

裁定申請を御希望される場合は，本手引きを御覧いただいた上で，裁定申請を行う前に文化庁担当者に御相談ください。

事前相談がなくても申請していただくことはできますが，申請書類や添付書類に不備がある場合や，裁定申請の前提条件となる「相当な努力」が行われていない等の法定の要件を満たしていない場合には，裁定を受けられないことがありますので，裁定手続を円滑に行うためにも，事前の相談をお勧めします。御相談いただく前に，『裁定の手引き』を全体的に御一読いただき，不明点・質問等をまとめてから御連絡いただきますと，御相談をスムーズに行うことができます。

なお，裁定を受けようとする著作物等について，過去に裁定がなされているか否かにより，裁定を受けるために必要となる「相当な努力」の内容が異なります。過去に裁定を受けた著作物等について裁定申請をする場合は，「相当な努力」が緩和されます。過去に裁定を受けた著作物等については，文化庁のウェブサイトに掲載されているデータベースで確認をすることができます。

⇒【御質問１】外国人が権利者であっても裁定を受けることはできますか。［32 ページへ］

⇒【御質問２】海外で著作物等の利用を行う場合に，裁定を受けることはできますか。［32 ページへ］

２　相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合であることの確認

裁定申請の前提として，権利者と連絡を取るための相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合であると認められる必要があります（法第 67 条第１項，同第 103 条）。

ここで，権利者と連絡することができない場合とは，①権利者と連絡を取るために必要な情報（著作権者等の氏名，名称，住所，居所等。以下「権利者情報」といいます。）を取得するための所定の措置をとり，かつ，②取得した権利者情報や保有していた全ての権利者情報に基づき，権利者と連絡するための措置をとったにもかかわらず，権利者と連絡することができなかった場合をいいます（令第７条の７第１項）。

以下では，具体的に，どのような措置をとるべきかについて説明します。

⇒【御質問３】裁定の申請を行うまでに，どのような作業を行う必要がありますか。また，その作業にはどのくらいの期間が必要になりますか。[33 ページへ]
⇒【御質問４】申請中利用制度のメリットを教えてください。申請中利用制度を利用した場合，早く利用できると聞きましたが，裁定を申請してから，著作物等の利用までにどのくらいの期間がかかりますか。[34 ページへ]

（１）権利者と連絡を取るために必要な情報を取得するための所定の措置をとること

権利者情報を取得するための所定の措置とは，以下のアからウの全ての措置をいいます。

【権利者情報を取得するための所定の措置とは】
ア　広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること（令第７条の７第１項第１号）
イ　著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること（令第７条の７第１項第２号）
ウ　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により，公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること（令第７条の７第１項第３号）

ア　広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること

具体的な措置としては，以下の(ｱ)から(ｳ)のうちいずれか適切な方法を選択し，行うことになります。裁定を受けようとする著作物等が過去に裁定を受けたものである場合には，(ｳ)の方法を選択することが可能です。

【刊行物その他の資料の閲覧とは】
(ｱ)　著作物等の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるものの閲覧（告示第１条第１号）
(ｲ)　広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトでの検索（告示第１条第２号）
(ｳ)　過去になされた裁定に係る著作物等について，再度裁定を受けようとする場合にあっては，文化庁のウェブサイトに掲載された過去に裁定を受けた著作物等のデータベースでの検索（告示第１条第３号）

上記(ｱ)から(ｳ)のうちいずれの措置をとるのが適切かは，対象とする著作物等ごと

に異なりますので，以下の例を参考に措置をとっていただくか，御不明な場合は，文化庁担当者に御相談ください。

【(ｱ)の措置をとることが適切と考えられる例】
・権利者名又は作品名が判明している著作物等で，公表年が比較的古い場合

【(ｲ)の措置をとることが適切と考えられる例】
・権利者名及び作品名が不明である場合
・権利者名又は作品名が判明している著作物等で，広範な情報が掲載されている名簿・名鑑等が存在しない場合
・権利者等が外国人であり，名簿・名鑑等の閲覧が非常に困難である場合

【(ｳ)の措置をとることが適切と考えられる例】
・裁定を受けようとする著作物等が，過去に裁定がなされている場合

(ｱ)　著作物等の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるものの閲覧

以下の例を参考に，名簿・名鑑等で適切なものを少なくとも１冊以上図書館等で参照して，権利者情報を探索してください。閲覧に際しては，原則として，著作物等が発行，公表等された当時に発行された名簿・名鑑等を閲覧してください。

【名簿・名鑑等の例】※平成 28 年１月１日時点

対象	名簿・名鑑名	出版社名等	最終発行年
広く一般の方々の情報を記載したもの	文化人名録（別書名「著作権台帳」）	日本著作権協議会	平成 14 年
	日本紳士録	株式会社ぎょうせい	平成 19 年
	現代日本人名録	日外アソシエーツ株式会社	平成 16 年
	人事興信録	興信データ株式会社	平成 21 年
言語	現代日本執筆者大事典	日外アソシエーツ株式会社	平成 27 年
	文藝年鑑	公益社団法人日本文藝家協会	毎年発行
美術	美術年鑑	株式会社美術年鑑社	毎年発行
	美術家名鑑	株式会社美術倶楽部	平成 23 年
	美術家年鑑	株式会社芸術書院	平成 18 年
	美術名典	株式会社芸術新聞社	毎年発行
音楽	音楽年鑑	株式会社音楽之友社	平成 17 年
	音楽家人名事典	日外アソシエーツ株式会社	平成 13 年
	日本の作曲家-近現代	日外アソシエーツ株式会社	平成 20 年

	音楽人名事典		
写真	現代写真人名事典	日外アソシエーツ株式会社	平成 17 年
実演	日本タレント名鑑	株式会社 VIP タイムズ社	毎年発行
	出演者名簿	公益社団法人著作権情報センター	平成 21 年

(ｲ)　広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトでの検索

著作物等の題号，著作者等の名前，著作物等の内容をキーワードとして，少なくとも一種類以上のインターネット上の検索サービス等（例えば，Yahoo！JAPAN，Google）を用いて，権利者情報を検索してください。

例えば，著作者名や著作物の発行者名（出版社やレコード会社），著作物の題号や著作物等が掲載されている書籍等の題名，また，言語の著作物や歌詞にあってはその本文の一部をキーワードとして，情報を検索してください。

(ｳ)　過去になされた裁定に係る著作物等について，再度裁定を受けようとする場合にあっては，文化庁のウェブサイトに掲載された過去に裁定を受けた著作物等のデータベースでの検索

著作物等の題号，著作者等の名前で文化庁のウェブサイトに掲載されているデータベースを検索してください。備考欄に権利者に関する情報が文化庁に寄せられている旨の記載がある場合は，文化庁担当者に連絡し，情報の提供を受けてください。

なお，過去に裁定がなされた際には存在しなかったが，裁定を受けようとする著作物等に関する情報を得る上で適切と考えられる名簿・名鑑類が新たに発刊されたり，新しい検索サービス等が開設されたりしていることを知っている場合は，９～10 ページの(ｱ)，(ｲ)を参考に閲覧・検索を行ってください。

イ　著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること

具体的な措置としては，裁定を受けようとする著作物等が過去に裁定を受けたものでない場合には，以下の(ｱ)及び(ｲ)を行うことになります。裁定を受けようとする著作物等が過去に裁定を受けたものである場合には，(ｱ)～(ｳ)のうちいずれか適切なものを選択することが可能です。

【文化庁長官が定める者に対する照会とは】

(ｱ)　著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者

であって，裁定申請に係る著作物，実演，レコード，放送又は有線放送と同じ種類のもの（以下「同種著作物等」といいます。）を取り扱うものへの照会（告示第２条第１号）

(ｲ) 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人その他の団体への照会（告示第２条第２号）

(ｳ) 文化庁長官への照会（告示第２条第３号）

(ｱ) 著作権等管理事業者等への照会

利用しようとする著作物等の分野に係る著作権等管理事業者その他著作権等の管理を行っている事業者が存在する場合には，その事業者に対して，当該著作物等の管理を行っているかどうか確認を行う必要があります。

なお,当該著作物等の分野について,複数の著作権等管理事業者等がある場合は,原則として全ての事業者へ照会していただくようお願いいたします。著作権等管理事業者の連絡先は文化庁のウェブサイト（http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku_jokyo/index.html)を御参照ください。

【著作権等管理事業者の例】※平成 28 年２月１日時点

対象	著作権等管理事業者の名称	ウェブサイト上における，管理著作物等の題号や著作者名等に関する情報の検索・閲覧の可否
音楽	一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC)	可能
	株式会社イーライセンス	可能
	株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス	可能
	株式会社 International Copyright Association	不可能
	株式会社アイ・シー・エージェンシー	不可能
	一般社団法人ワールドミュージックインターネット放送協会	可能
言語（文芸作品）	公益社団法人日本文藝家協会	可能
言語（脚本）	協同組合日本脚本家連盟	可能
	協同組合日本シナリオ作家協会	可能
言語（新聞，雑誌，書籍，学術書等）	公益社団法人日本複製権センター	可能
言語（学術論文等）	一般社団法人学術著作権協会	可能

言語（教科書）	一般社団法人教学図書協会	不可能
言語	株式会社リブラ・エージェンシー	不可能
言語（学術書等）	一般社団法人出版者著作権管理機構	可能
言語（学術書等）	一般社団法人日本出版著作権協会	可能
美術(日本画,洋画)	株式会社東京美術倶楽部	可能
美術（絵画，版画，彫刻）	一般社団法人日本美術家連盟	可能
美術（絵本）	株式会社メディアリンクス・ジャパン	可能
美術（洋画）	一般社団法人美術著作権協会	不可能
写真	有限会社コーベットフォトエージェンシー	可能
実演	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター（CPRA）	不可能
	一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（aRma）	不可能
レコード	一般社団法人日本レコード協会	不可能
映画（有線放送番組）	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	不可能

(ｲ)　同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人等への照会

同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人その他の団体とは，具体的には，当該著作物等の分野に係る著作者等が加盟する著作者団体（公益社団法人日本漫画家協会等）や，当該著作物等の分野に係る研究者等を構成員とする学会等がこれに該当します。

(ｳ)　文化庁長官への照会

裁定を受けようとする著作物等が過去に裁定を受けたものである場合は，文化庁への照会を選択することが可能です。

文化庁では，過去に裁定を受けた著作物等の情報を収集しております。裁定を受けようとする著作物等の題号，著作者等の名前で文化庁のウェブサイトに掲載されているデータベースを検索し，備考欄に権利者に関する情報が文化庁に寄せられている旨の記載がある場合は,文化庁担当者に連絡し,情報の提供を受けてください。

なお，過去に裁定がなされた際には存在しなかった，当該著作物等の分野に係る著作権等管理事業者等が登録されている場合や，同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人等が新たに存在することを知っている場合等においては，11～12 ページの(ｱ),(ｲ)を参考に照会を行ってください。

ウ　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により，公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること

(ｱ)　掲載方法

申請者は，時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載か文化庁長官が定める方法のいずれかを選択し，権利者情報の提供を求める必要があります。

日刊新聞紙のほかに「文化庁長官が定める方法」とは，公益社団法人著作権情報センター（CRIC）のウェブサイト（http://www.cric.or.jp/c_search/c_search.html）に７日以上の期間継続して掲載することをいいます（告示第３条）。

掲載料は，１件 8,100 円です。

なお，掲載料は変わりませんが，CRIC のウェブサイトには情報提供を求める広告記事の概要のみを掲載し，詳細は申請者が管理するウェブサイトへリンクさせることも可能です。なお，CRIC のウェブサイトには長期間，権利者情報を求める広告記事が掲載されますので，申請者のウェブサイトにリンクをする場合には，リンク切れにならないよう，７日間経過後もウェブサイト上の情報提供ページを削除しないよう御協力ください。

CRIC へ依頼を行う場合の手続の詳細については，以下の【問合せ先】まで直接お問い合わせください。

【問合せ先】公益社団法人著作権情報センター（CRIC）
〒169-0074　東京都新宿区北新宿 2-21-1　新宿フロントタワー32Ｆ
TEL 03-5348-6030　FAX 03-5348-6200
E-mail　search-info@cric.or.jp
URL http://www.cric.or.jp/c_search/c_search.html

(ｲ)　掲載例

日刊新聞紙，ウェブサイトでの情報を求める広告の掲載例としては，以下のような記載が考えられますので参考にしてください。

著作物等の題号や著作者名等が不明の場合でも，その著作物等を特定するため，著作物等の内容を記述してください。また，１広告に複数の著作物等の情報を掲載しても差し支えありません。

【掲載例１】

昭和 15 年に出版された「○○の歴史」を復刊するに当たり，著作権者の方を捜しています。著作権者の連絡先を御存知の方は，下記まで御一報いただければ幸いです。

（書籍に関する情報）
書籍の題名　「○○の歴史」
出版年　昭和 15 年
著者　○○　○○
出版社　○○出版

（連絡先）
〒○○○-○○　東京都千代田区霞が関○-○-○　（○○書房　企画部　山田）
電話 ○○-○○○○-○○○○　E-mail　○○○○@○○○.ne.jp

【掲載例２】

昭和初期の商業広告を紹介する書籍を出版するに当たり，昭和 28 年３月に出版された「週刊○○」の 47 ページに掲載されたお菓子○○の宣伝に使用されたお菓子○○を持った２人の子供を描いた絵画の著作権者の方を捜しています。著作権者の連絡先を御存知の方は，下記まで御一報いただければ幸いです。

（掲載された雑誌に関する情報）
雑誌名：「週刊○○」
出版社：○○出版
掲載ページ：47 ページ
掲載された著作物の概要：お菓子○○を持った２人の子供を描いた絵画

（連絡先）
〒○○○-○○　東京都千代田区霞が関○-○-○　（○○書房　企画部　山田）
電話 ○○-○○○○-○○○○　E-mail　○○○○@○○○.ne.jp

（２）取得した権利者情報や保有していた全ての権利者情報に基づき，権利者と連絡するための措置

上記（１）により取得した情報や元々判明していた情報に基づいて，権利者と連絡を試みていただく必要があります。

具体的な連絡方法としては，以下の方法をとっていただくことになります。

ア　住所が判明している場合

住所が判明している場合には，その住所に訪問，郵送，宅配便等の方法により，権利者との連絡を試みてください。なお，自治体によっては，不在住証明書が発行され

ることがあります。

イ　電話・ＦＡＸ・メールアドレスが判明している場合

それぞれの情報に基づき,権利者との連絡を試みてください。連絡を行ったものの,たまたま留守であった等の理由により，権利者と思われる人と話ができなかった場合や権利者に利用を断られた場合等は,権利者と連絡が取れない場合には該当しません。

ウ　連絡先以外の情報であって，権利者に関係すると思われる情報が判明している場合

関係する情報に基づき,連絡先を特定するための調査等を行ってください。例えば,勤務先等の著作者等が過去に所属していた団体が判明している場合は，それらの団体への照会により権利者の連絡先に関する情報を取得できることがあります。

３　申請書等の作成・提出と手数料の納入

申請書の記載事項及び添付資料については，法令により定められておりますので（法第67条第２項，令第８条，同第12条の２），所定の事項を御記入の上，申請書及び添付書類を作成し，文化庁著作権課に提出してください。

以下では，「著作物の利用」と「実演の利用」に分けて，様式と記載例を説明いたしますので，資料１（38ページ参照）に記載の記入例も併せて御参照の上，作成していただくとともに，御不明な点等につきましては，文化庁担当者までお問い合わせください。

⇒【御質問５】販売を予定しているCDに含まれる数曲の楽曲について，権利者が不明です。申請は１曲ごとに行う必要がありますか。また，手数料は１曲ごとに支払う必要がありますか。[35ページへ]

（１）著作物の利用に係る裁定申請書の様式

○○年○○月○○日

収入印紙

文化庁長官　殿

申請者（住所）
（氏名）

裁定申請書

著作権法第67条第１項の規定に基づき，下記の著作物の利用を行いたいので，必要な資料を添えて申請します。

記

１　著作物の題号

２　著作者名

３　著作物の種類及び内容又は体様

４　著作物の利用方法

５　補償金の額の算定の基礎となるべき事項

６　著作権者と連絡することができない理由

７　著作権法第67条の２第１項の規定による著作物の利用の有無

ア　収入印紙

原則として手数料（１申請当たり 13,000 円）の納入が必要です（法第 70 条第１項，令第 11 条）。手数料の納入は申請書に収入印紙を貼付する方法で行っていただきます（規則第 23 条）。なお，国や政令で定められた独立行政法人が申請する場合には手数料の納付は不要です（法第 70 条第２項，令第 65 条）。

イ　申請者

申請者が法人（法人格を有しない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）である場合には，法人名及び代表者・管理人の氏名を記載し，印鑑を押印してください。また，事務的な連絡等のため，担当者の部署・氏名・電話番号・メールアドレスを付記してください。

また，申請者が個人である場合は，申請者本人の署名があれば，印鑑の押印は不要です。

なお，弁護士等の方が代理人申請を行う場合には，申請者の記載の下に，代理人の名前を記載し，代理人の印鑑を押印してください。代理人が申請を行う場合には，別途，委任状が必要になります。

ウ　著作物の題号

題号がないときは「題号無し」，題号が不明であるときは「題号不明」と記載してください。また，申請に複数の著作物が含まれる場合は，別紙として一覧表を作っていただいても構いません（以下の項目についても同様です）。

エ　著作者名

著作者名の表示がないときは「表示がない」，著作者名が不明であるときは「不明」と記載してください。

オ　著作物の種類及び内容又は体様

「著作物の種類」については，「著作物の例示」（法第 10 条第１項）（資料３関係法令等 56 ページ参照）記載の規定を参考にして記載してください。

「著作物の内容又は体様」については，例えば，出版物に掲載された著作物については，「○○出版発行「月刊○○」の昭和××年××月号××ページに掲載された随筆」などのように，題号及び著作者名と合わせて著作物が特定できるように記載してください。

また，「題号無し」，「題号不明」の著作物のように特定が困難な著作物や彫刻や建築のように文章で特定することが困難な著作物の場合には，「別添資料のとおり」と記載して，写真等を添付することも可能です（後述「コ　申請に必要なその他の資料」21ページ参照）。

カ　著作物の利用方法

裁定に係る著作物の利用方法を，複製，公衆送信，譲渡等といった著作権法で定める権利の種類に基づき具体的に記載してください。

また，補償金及び担保金の額の算定にも関連する事項ですので，利用する数量，利用期間，有償・無償の別等については，申請者の希望する具体的な内容を記載してください。

⇒【御質問６】裁定申請に当たり，利用する数量や年数を定める必要がありますか。
［35 ページへ］

(ｱ)　著作物の利用方法の記載例

【記載例１（出版物を復刊する場合）】

４　著作物の利用方法 3,000 部を作成（複製）し，定価 800 円（本体価格）で販売（譲渡）する。

【記載例２（音楽のインターネット配信を行う場合）】

４　著作物の利用方法 当社のウェブサイトにおいて，利用者の求めに応じ，いつでも送信できる状態にし（送信可能化，複製），有料（１回 300 円）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信，複製）を行う。総ダウンロード数は○ダウンロードを上限とする。

【記載例３（音楽の演奏を行う場合）】

４　著作物の利用方法 平成○○年○月○日，○○文化会館における○○交響楽団の第 21 回定期演奏会で演奏を行う（入場料 3,000 円，入場定員 500 名）。

(ｲ)　数量や期間を区切って複数回に分けて利用する場合の記載例

利用の数量や期間を区切り，複数回に分けて利用を行う旨の申請を行うことも可能です（この場合，利用の数量や期間ごとに補償金を追加供託して利用することができます。）。

【記載例４（増刷・増版等を予定している場合）】

４　著作物の利用方法 （１）3,000 部を作成（複製）し，定価 800 円(本体価格)で販売（譲渡）する。 （２）上記に加えて，○○部を単位として追加複製し，定価 800 円（本体価格）で販売（譲渡）する。

⇒【御質問７】電子書籍のインターネット配信を考えているのですが，当初３年間の配信を予定しています。更に，３年間配信期間を延長する場合には，再度裁定を受ける必要がありますか。[36 ページへ]

(ｳ)　複数の利用方法を想定している場合の記載例

同一の著作物について，複数の利用方法を想定している場合には，まとめて１件の申請とすることが可能です。

【記載例５（出版物を復刊した後，公衆送信を行う場合）】

４　著作物の利用方法 （１）3,000 部を作成（複製）し，定価 800 円(本体価格)で販売（譲渡）する。 （２）上記に加えて，電子書籍として複製し，電子書籍販売サイト（株式会社○○）のサーバにおいて，利用者の求めに応じ，いつでも送信できる状態にし（送信可能化，複製），有料（800 円（本体価格））でダウンロード形式のネット配信（公衆送信，複製）を行う。総ダウンロード数は○ダウンロードを上限とする。

⇒【御質問８】書籍の販売を考えていますが，売行きによっては，インターネットでも配信することにしたいと考えています。後からインターネット配信をする場合は，再度裁定を受ける必要がありますか。[36 ページへ]

キ　補償金の額の算定の基礎となるべき事項

補償金の額の算定の基礎となるべき事項を記載してください。

販売価格等の著作物の提供又は提示の対価，複製を行う場合はその部数，演奏・上演・上映等を行う場合はその回数，出版物やビデオの場合には全体の分量（ページ数や収録時間数）と当該著作物が占める分量等のほか，同様の利用形態についての使用料の相場が分かる資料（著作権等管理事業者の使用料規程，業界の標準料金，使用料に関する業界の統計資料等）があればこの欄に記載の上，関係資料を添付してください。

また，これらのデータを用いて，申請者で計算し得られた補償金の試算額及び計算方法についても併せて記載してください。

なお，増刷等を予定している場合は，増刷等の単位ごとの補償金の試算額及び計算方法についても併せて記載してください。

【記載例１（出版物を復刊する場合）】

５　補償金の額の算定の基礎となるべき事項 （補償金の額）＝（本体価格）×（発行部数）×（使用料率）×（消費税）

【記載例２（裁定を受ける著作物を出版物の一部に使用する場合）】

５　補償金の額の算定の基礎となるべき事項 （補償金の額）＝（本体価格）×（発行部数）×（使用料率）×（刊行物に占める当該著作物の割合）×（消費税）

【記載例３（書籍を電子化し，公衆送信を行う場合）】

５　補償金の額の算定の基礎となるべき事項 ［利用期間に基づいた算定の場合］ （補償金の額）＝（オンライン提供する場合の本体価格）×（使用料率）×（年間利用件数（見込み））×（利用年数）×（消費税） ［ダウンロード数に基づいた算定の場合］ （補償金の額）＝（オンライン提供する場合の本体価格）×（使用料率）×（ダウンロード予定数）×（消費税）

ク　著作権者と連絡することができない理由

著作権者と連絡するための相当な努力としてどのような措置をとったのかについて記載し，関係資料を添付してください。具体的な記載例については，資料１「著作物等利用裁定申請書の記載例」（38～53 ページ参照）を参考にしてください。

ケ　著作権法第 67 条の２第１項の規定による著作物の利用の有無

申請中利用の有無について本欄に「有り」又は「無し」のいずれかを記載してください。

コ　申請に必要なその他の資料

上記に記載した添付書類の他に，申請書を提出するに当たり，以下の資料（法第67条第２項，令第８条第２項）を作成し，提出してください。

【申請に必要な資料とは】
(ｱ)　著作権者と連絡することができないことを疎明する資料
(ｲ)　申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは，その図面，写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料
(ｳ)　申請に係る著作物が公表され，又は相当期間にわたり公衆に提供され，若しくは提示されている事実が明らかであることを疎明する資料

(ｱ)　著作権者と連絡することができないことを疎明する資料

申請書において「６　著作権者と連絡することができない理由」として記載した内容を裏付ける資料を添付してください。具体的には，著作権者と連絡することができなかったことを記載した書面，日刊新聞紙やCRICのウェブサイトに掲載したことを証するための当該紙面等の写し等を提出していただくことになります。

また，多数の著作物をまとめて１件の申請とする場合は，資料２「多数の著作物等について，「相当な努力」をしたことを疎明する資料の作成例」（54～55ページ参照）のように，一覧表の形式でまとめて，申請書に添付することも可能です。御不明な点があれば，文化庁担当者に御相談ください。

(ｲ)　申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは，その図面，写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料

申請書の記載だけでは，当該著作物を特定することが困難な場合には，当該著作物の図面や写真などを添付していただき，特定をしていただく必要があります。例えば，題号の不明な絵画について裁定を申請するような場合には，絵画を特定するために，当該絵画の写真を添付していただくことがあります。御不明な点があれば，文化庁担当者に御相談ください。

(ｳ)　申請に係る著作物が公表され，又は相当期間にわたり公衆に提供され，若しくは提示されている事実が明らかであることを疎明する資料

公表等されていることを裏付ける資料を提出していただくことになります。例えば，出版されたものであれば表紙と奥付又は国立国会図書館が所蔵・提供していることを示す書誌情報の提出，演奏されたものであればコンサートのプログラム，放

送されたものであれば番組表などが挙げられます。御不明な点があれば，文化庁担当者に御相談ください。

（2）実演の利用に係る裁定申請書の様式

○○年○○月○○日

収入印紙

文化庁長官　殿

申請者（住所）
（氏名）

裁定申請書

著作権法第 103 条において準用する著作権法第 67 条第 1 項の規定に基づき，下記の実演の利用を行いたいので，必要な資料を添えて申請します。

記

1　実演が行われた作品名や実演家の役名等

2　実演家名

3　実演の内容又は体様

4　実演の利用方法

5　補償金の額の算定の基礎となるべき事項

6　実演家と連絡することができない理由

7　著作権法第 103 条において準用する同法第 67 条の 2 第 1 項の規定による実演の利用の有無

なお，本様式は，実演を念頭に記載していますが，実演以外のレコード，放送又は有線放送についても本様式に準拠して，申請書を作成してください。

ア　収入印紙

17 ページ（１）アと同様です。

イ　申請者

17 ページ（１）イと同様です。

ウ　実演が行われた作品名や実演家の役名等

実演が行われた作品名や番組名，その作品における役名，実演を行った楽曲名や演奏楽器等が判明している場合には，その名称を記載してください。

なお，作品名，役名等が不明なときは，「作品名不明」，「役名不明」等と記載してください。申請に複数の作品等が含まれる場合は，別紙に一覧表の形でまとめていただいても構いません（以下の項目についても同様です。）。

エ　実演家名

17 ページ（１）エと同様です。

オ　実演の内容又は体様

「実演の内容又は体様」については，例えば，放送された実演ならば，「昭和××年×月×日に○○テレビで放送された番組「○○○」における主人公○○役」，CD に固定され販売された実演ならば，「昭和××年×月×日に○○株式会社から発売されたCD「○○○」の３曲目に収録されたピアノトリオによる演奏（演奏曲「○○○」）のピアニスト」のように，実演が特定できるように記載してください。

カ　実演の利用方法

裁定に係る実演の利用方法を，録音・録画，送信可能化といった著作権法で定める権利の種類に基づき具体的に記載してください。

また，補償金及び担保金の額の算定にも関連する事項ですので，利用する数量，利用期間，有償・無償の別等については，申請者の希望する具体的な内容を記載してください。

⇒【御質問６】裁定申請に当たり，利用する数量や年数を定める必要がありますか。
［35 ページへ］

(ｱ)　実演の利用方法の記載例

【記載例１（放送番組の DVD 販売を行う場合）】

４　実演の利用方法 　当該実演が録音・録画された放送番組の DVD を 10,000 本作成（録音・録画）し，定価 2,500 円（本体価格）で販売（譲渡）する。

【記載例２（放送番組のインターネット配信を行う場合）】

４　実演の利用方法 　当社のウェブサイトにおいて，平成○○年○月○日～○月○日の期間，有料（1 視聴 500 円）で，ストリーミング形式のインターネット配信をするため，当該実演が録音・録画された放送番組を，利用者の求めに応じていつでも送信できる状態（送信可能化，録音･録画）にする。

【記載例３（放送番組の番組販売を行う場合）】

４　実演の利用方法 　当社で当該実演が録音・録画された複製物を作成（録音・録画）し，○○有線放送株式会社へ提供し，同社が平成○○年○月○日～○月○日の期間，有線放送する。

※　記載例３は，番組販売先の利用も併せて裁定を受ける場合の例です。

(ｲ)　数量や期間を区切って複数回に分けて利用する場合の記載例

利用の数量や期間を区切り，複数回に分けて利用を行う旨の申請を行うことも可能です（この場合，利用の数量や期間ごとに補償金を追加供託して利用することができます。）。

【記載例４（DVD の追加販売を予定している場合）】

４　実演の利用方法 （１）当該実演が録音・録画された放送番組の DVD を 10,000 本作成（録音・録画）し，定価 2,500 円（本体価格）で販売（譲渡）する。 （２）上記に加えて，○○部を単位として追加作成（録音・録画）し，定価 2,500 円（本体価格）で販売（譲渡）する。

⇒【御質問７】電子書籍のインターネット配信を考えているのですが，当初３年間の配信を予定しています。更に，３年間配信期間を延長する場合には，再度裁定を受ける必要がありますか。[36 ページへ]

(ｳ)　複数の利用方法を想定している場合の記載例

同一の実演について，複数の利用方法を想定している場合には，まとめて１件の申請とすることが可能です。

【記載例５（DVD を販売した後，公衆送信を行う場合）】

４　実演の利用方法 （１）当該実演が録音・録画された放送番組の DVD を 10,000 本作成（録音・録画）し，定価 2,500 円（本体価格）で販売（譲渡）する。 （２）上記に加えて，当社のウェブサイトにおいて，10 年間（平成○○年○月○日～平成○○年○月○日）有料（1 視聴 500 円）でストリーミング形式のインターネット配信をするため，当該実演が録音・録画された放送番組を利用者の求めに応じていつでも送信できる状態（送信可能化，録音・録画）にする。

⇒【御質問８】書籍の販売を考えていますが，売行きによっては，インターネットでも配信することにしたいと考えています。後からインターネット配信をする場合は，再度裁定を受ける必要がありますか。[36 ページへ]

キ　補償金の額の算定の基礎となるべき事項

補償金の額の算定に当たって基礎となるべき事項を記載してください。

例えば，放送・有線放送等をする場合の実演の使用料や CD 販売を行う場合の実演の提供又は提示の対価等，同様の利用形態についての一般的な使用料の相場が分かる資料（著作権等管理事業者の使用料規程，業界の標準料金，使用料に関する業界の統計資料等）をこの欄に記載の上，関係資料を添付してください。

また，これらのデータを用いて，申請者で計算し得られた補償金の試算額及び計算方法も併せて記載してください。

追加複製等を予定している場合は，追加複製等の単位ごとの補償金の試算額及び計算方法についても併せて記載してください。

ク　実演家と連絡することができない理由

20 ページ（１）クと同様です。

ケ　著作権法第 103 条において準用する同法第 67 条の２第 1 項の規定による実演の利用の有無

20 ページ（１）ケと同様です。

コ　申請に必要なその他の資料

21 ページ（１）コと同様です。

４　担保金の供託（申請中利用を行う場合のみ）

（１）担保金の供託

申請中利用を行う場合には，利用前に，文化庁長官が定める額の担保金を供託していただく必要があります。

担保金の額は，補償金の額の決定と異なり，文化審議会への諮問は不要とされており，申請書に記載していただいた「著作物等の利用方法」や，「補償金の額の算定の基礎となるべき事項」等を勘案して決定します。

担保金の額の決定後，文化庁から申請者へ書面で通知をいたします。

なお，通常，申請から約１～２週間で，申請者に対し，書面による通知を行いますが，事情によって期間が変動する場合もございます。

供託に当たっては，最寄りの供託所に備付けの供託書の用紙に必要事項を記入し，提出する必要があります。なお，供託書の記入においては，担保金の額の通知書に記載されている内容が必要になりますので，供託所には通知書を忘れずにお持ちください。

最寄りの供託所の確認については，法務局のウェブサイト「登記管轄一覧表」（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu.html）を御参照ください。

また，供託に関して御不明な点等につきましては，法務局の供託に関するウェブサイト（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kyoutaku.html）を御参照いただくか，以下の【問合せ先】にお問い合わせください。

担保金の供託後は速やかに供託書の写しを文化庁担当者に送付し，供託が完了したことを報告してください。

【問合せ先】法務省　登記・供託インフォメーションサービス
TEL 03-3519-4755　（24 時間自動応答）

（２）著作物等の利用

通知を受けた担保金を，最寄りの供託所に供託し，供託が完了したことをもって，著作物等の利用を開始することができます。

著作物等の利用を行う場合は，その複製物に，著作権法第 67 条の２第１項等の適用を受けて作成された複製物であることと，裁定の申請をした年月日を表示しなければなりませんので，以下の【記載例】を参考に表示を行ってください。

【記載例】

この DVD は，平成〇年〇月〇日に著作権法第 67 条の２第１項の規定に基づく申請を行い，同項の適用を受けて作成されたものです。

5　裁定の可否及び補償金の額の決定

（1）文化庁長官による判断

提出していただいた申請書類等に基づいて文化庁長官が裁定の可否を判断し，結果を申請者に書面で通知します。

法定の要件を満たす場合には，文化庁長官は裁定の処分を行いますが，以下の事由に該当する場合には，文化庁長官は，裁定をしない処分を行うことになります。

【裁定をしない処分がなされる場合】
① 裁定の可否が決まる前に権利者と連絡することができたとき。
② 著作者が，著作物の利用を廃絶しようとしているのが明らかなとき。
③ 申請の形式や内容が法令に定められた要件に適合しないとき。
④ 申請中利用者から申請を取り下げる旨の申出があったとき。

なお，申請者において，上記①又は②に該当することを確知した場合には，速やかに文化庁担当者へ御連絡ください。

（2）裁定を受けるまでの標準処理期間

申請者が申請書等を文化庁に提出してから裁定の可否の決定を受けるまでの標準処理期間は，約２か月を想定しております。

もっとも，上記標準処理期間は飽くまでも目安であり，申請書や添付書類に不備がある場合や修正の必要がある場合等諸般の事情により処理期間が２か月以上を要する場合もございます。

（3）補償金の額の決定

文化庁長官は，裁定の処分を行う場合及び申請中利用者に裁定をしない処分（裁定の可否が決まる前に権利者と連絡することができた場合を除きます。）を行う場合には，文化審議会に諮問して補償金の額を決定し，裁定の可否を通知する書面において併せて通知します。

補償金の額は，通常の使用料の額に相当する額とされており（法第 67 条，同第 103 条），著作物等の種類や利用方法，利用期間等によって異なります。このため，文化庁長官は申請のあった著作物等を利用する場合の一般的な利用料金等を参考に補償金額を決定することになります。

例えば，出版を行う場合であれば，出版業界の慣行である印税率や算定方式が参考になりますし，音楽の利用であれば一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）等の著作権等管理事業者の使用料規程を参考に補償金額を算定することになります。

６　裁定を受けることができた場合の手続

文化庁長官による裁定は，文化庁長官が著作権者等に代わって著作物等の利用行為を認める制度であり，著作権者等による著作物等の利用許諾と同様の効果を発生させます。

もっとも，行政庁の処分であって対等当事者間の契約に基づくものではないため，その著作物等を利用できる立場を第三者に譲渡することは認められない点は御留意ください。なお,第三者に対して著作物等を利用させることについて裁定を受けることは可能ですが,そのような裁定を受けた場合でない限り，裁定を受けた者が，第三者に対して著作物等を利用させることはできません。

裁定の処分の内容については，後日，官報で告示されます。

⇒【御質問９】放送番組の二次利用では，放送事業者が権利処理を行った後に，実際の利用者（有線放送事業者，配信事業者等）へ「番組販売」を行うこと（いわゆる「元栓処理」）が一般的ですが，このような場合に放送事業者が実際の利用者に代わって，裁定の申請を行うことができますか。[37 ページへ]

（１）補償金の供託等

ア　申請中利用を行わなかった場合

裁定を受けた場合，申請者は文化庁長官が定めた補償金の額を，最寄りの供託所に供託しなければなりません。

供託に当たっては，最寄りの供託所に備付けの供託書の用紙に必要事項を記入し，提出する必要があります。なお，供託書の記入においては，補償金の額の通知書に記載されている内容が必要になりますので，供託所には通知書を忘れずにお持ちください。

最寄りの供託所の確認については，法務局のウェブサイト「登記管轄一覧表」（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu.html）を御参照ください。

また，供託に関して御不明な点等につきましては，法務局の供託に関するウェブサイト（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kyoutaku.html）を御参照いただくか，以下の【問合せ先】にお問い合わせください。

なお，補償金の供託後は速やかに供託書の写しを文化庁担当者に送付し，供託が完了したことを報告してください。

【問合せ先】法務省　登記・供託インフォメーションサービス
TEL 03-3519-4755　（24 時間自動応答）

イ　申請中利用を行った場合

供託した担保金の額と，通知された補償金の額を比較し，両者が同額の場合には特段手続は必要ありません。

補償金の額が担保金の額を上回った場合には，その差額を追加して供託していただく必要があります。供託の方法については，上記のアを御参照ください。

逆に，担保金の額が補償金の額を上回った場合には，申請者はその差額を取り戻すことができます。担保金の取戻しに当たっては，供託物払渡請求書に必要事項を記入し，取戻しをする権利を有することを証する書面等の必要書類を添付し提出する必要があります。

なお，取戻しをする権利を有することを証する書面は，以下のとおりです。

①　裁定の告示をした官報のコピー

②　補償金の額の通知書

その他の必要書類については，法務省のウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07.html）を御参照いただき，御不明な点は，最寄りの供託所又は「法務省登記・供託インフォメーションサービス」(28 ページ参照）までお問い合わせください。

（２）著作物等の利用

（１）により供託すべき補償金を，最寄りの供託所に供託し，供託が完了したことをもって，著作物等を利用することができます。

著作物等の利用を行う場合は，その複製物に，著作権法第 67 条第１項等の裁定に係る複製物であることと，裁定のあった年月日を表示しなければなりませんので，以下の【記載例】を参考に表示を行ってください。

【記載例】

本書籍は，平成〇年〇月〇日に著作権法第 67 条第１項の裁定を受け作成したものです。

7　裁定をしない処分を受けた場合の手続

裁定をしない処分を受けた場合（27 ページ５（１）参照）には，著作物等を利用することはできません。

また，申請中利用を行っている場合は，以下の手続を行う必要があります。

（1）権利者と連絡をすることができるに至ったことを理由とする場合

申請中利用者は，権利者と連絡することができるに至った時には，直ちに著作物等の利用を中止する必要があります。

また，この場合，利用の開始から権利者と連絡することができるに至った時までの補償金の額を，申請者と権利者との協議によって決定していただく必要があります。

なお，協議によって決定した補償金については，権利者は，直接，申請者から弁済を受けることも，供託所に供託された担保金から弁済を受けることも可能です。

また，申請者が供託した担保金の額が，権利者が担保金から弁済を受ける額を超える場合には，申請者はその差額を取り戻すことができます。

（2）権利者と連絡をすることができるに至ったこと以外を理由とする場合

申請中利用者は，直ちに著作物等の利用を中止する必要があります。

また，権利者と連絡をすることができるに至ったこと以外を理由とする裁定をしない処分がなされる場合，文化庁長官は，申請中利用者に対し，当該処分時までの間における著作物等の利用に係る使用料の額に相当する補償金の額を定め，書面で通知します。

供託した担保金の額と，通知を受けた補償金の額を比較し，担保金の額と補償金の額が同額の場合には特段手続は必要ありませんが，補償金の額が担保金の額を上回った場合には,その差額を追加して供託していただく必要があります。供託の方法については，上記の６（１）のアを御参照ください。

逆に，担保金の額が補償金の額を上回った場合には，申請者はその差額を取り戻すことができます。

（3）担保金の取戻し

担保金の取戻しに当たっては，供託物払渡請求書に必要事項を記入し，取戻しをする権利を有することを証する書面等の必要書類を添付し提出する必要があります。

なお，取戻しをする権利を有することを証する書面は，以下のとおりです。

ア　権利者と連絡をすることができるに至ったことを理由とする場合
　権利者との間で合意した著作物等の利用に係る使用料の額に相当する額の補償金の額を証明する書面（契約書等）

イ　権利者と連絡をすることができるに至ったこと以外を理由とする場合
　補償金の額の通知書

その他の必要書類については，法務省のウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07.html）を御参照いただき，御不明な点は，最寄りの供託所又は「法務省　登記・供託インフォメーションサービス」（28ページ参照）までお問い合わせください。

【御参考】担保金又は補償金の還付手続

権利者が担保金又は補償金の還付を受けるには，供託物払渡請求書に必要事項を記入し，還付を受ける権利を有することを証する書面等の必要書類を添付し，供託が行われた供託所に提出する必要があります。

なお，還付を受ける権利を有することを証する書面は，以下のとおりです。

ア　供託書の被供託者欄に著作権者等の権利者情報が記載されている場合で，著作権者等又はその相続人等が還付請求を行う場合
①　裁定の告示をした官報のコピー
②　当該還付請求をした者が供託書の被供託者欄に記載された著作権者等又はその相続人等であることを証明する戸籍の謄本又は抄本，登記事項証明書，住民票の写しその他の当該事実を証明する書類

イ　ア以外の場合
①　裁定の告示をした官報のコピー
②　当該還付請求をした者が還付請求権を有する者であることを証明するその旨の内容の供託者の承諾書，判決書正本その他当該事実を証明する書類

その他の必要書類については，法務省のウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07.html）を御参照いただき，御不明な点は，当該供託所又は「法務省　登記・供託インフォメーションサービス」（28ページ参照）までお問い合わせください。

第４．よくある御質問

【御質問１】

外国人が権利者であっても裁定を受けることはできますか。

【回答】

外国人の著作物等であっても，著作物等の利用が日本国内で行われるのであれば，裁定を受けることは可能です。

もっとも，外国人が権利者の場合であっても，権利者が日本人である場合と同様の手続を行う必要があり，権利者が海外在住で連絡がとりにくいこと，権利者との交渉に手間がかかること等を理由として，権利者と連絡を取ることが困難であると認めることはできない点は御留意ください。

また，権利者の捜索に当たっては，海外の情報をより得られやすい検索サイトを利用するなど，権利者の捜索に資する方法を選択するようにしてください。

【御質問２】

海外で著作物等の利用を行う場合に，裁定を受けることはできますか。

【回答】

著作物等の海外における利用については，原則として我が国の著作権法の効力が及ばないので，本裁定制度の適用を受けることはできません。

【御質問３】

裁定の申請を行うまでに，どのような作業を行う必要がありますか。また，その作業にはどのくらいの期間が必要になりますか。

【回答】

（１）裁定の申請を行うまでに行うべき作業

裁定の申請書を文化庁に提出するまでに行わなければならない作業としては，２つあります。第１に，権利者と連絡を取るために権利者情報を取得するための所定の措置をとること，第２に，取得した権利者情報や保有していた全ての権利者情報に基づき，権利者と連絡するための措置をとることです。

具体的な作業内容については，本手引きの７ページ以下を御参照いただきたいのですが，これらの作業は，申請書を作成するに当たっても，重要な作業となりますので，裁定の申請を行うことを決めた段階で文化庁担当者に事前相談されることをお勧めいたします。

（２）裁定申請前の作業に要する期間

裁定申請前の作業に要する期間は，申請する内容，申請者が作業に費やすことができる時間等様々な要因によって異なるため一概に申し上げられません。

なお，権利者と連絡を取るための措置として，時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により，公衆に対し広く権利者情報の提供を求めることが必要ですが，日刊新聞紙への掲載を選択した場合には，掲載までに約２～３日，CRIC のウェブサイトへの掲載を選択した場合には，掲載までに約７～10 日を要します。

また，権利者と連絡を取るための措置としては，団体等への照会など第三者に作業協力を求めるものなどもございますので，申請に当たっては期間に余裕をもってスケジュールを作成することをお勧めいたします。

【御質問４】

申請中利用制度のメリットを教えてください。申請中利用制度を利用した場合，早く利用できると聞きましたが，裁定を申請してから，著作物等の利用までにどのくらいの期間がかかりますか。

【回答】

（１）申請中利用制度のメリット

申請中利用制度のメリットは，担保金の供託を行った時点から著作物等を利用することができますので，裁定結果を待たずに著作物等の利用を開始できる点にあります。こうしたメリットから，現在，ほぼ全ての申請で申請中利用制度が利用されております。

ただし，申請中利用制度は，飽くまで裁定を受けることを前提として，暫定的に利用を認める制度のため，裁定をしない処分を受けた場合は，その時点で著作物等の利用を中止せざるを得なくなります。また，担保金と補償金との差額調整の必要が生じる場合があり得ます。

（２）申請中利用制度を利用した場合の利用までの期間

申請中利用制度では，申請から担保金の通知までに目安として約１～２週間の期間を要します。担保金の通知後，直ちに担保金を供託した場合には，申請から約１～２週間で利用を開始することができます。

もっとも，申請書や添付書類に不備がある場合や修正の必要がある場合等，諸般の事情により処理期間が上記期間よりも要する場合がありますので，期間に余裕をもってスケジュールを作成することをお勧めいたします。

（３）申請中利用制度を利用しない場合の利用までの期間

申請中利用制度を利用しない場合には，文化庁長官の裁定を受けて，定められた補償金額を供託した時点から著作物等の利用を開始することができます。

申請者が申請書等を文化庁に提出してから裁定の可否の決定を受けるまでの標準処理期間は，約２か月を想定しております。

もっとも，上記標準処理期間は飽くまでも目安であり，申請書や添付書類に不備がある場合や修正の必要がある場合等，諸般の事情により処理期間が２か月以上かかる場合がありますので,期間に余裕をもってスケジュールを作成することをお勧めいたします。

【御質問５】

販売を予定しているCDに含まれる数曲の楽曲について，権利者が不明です。申請は１曲ごとに行う必要がありますか。また，手数料は１曲ごとに支払う必要がありますか。

【回答】

申請は，著作物等の単位ではなく，複数の著作物等をまとめて申請していただくことができます。

お問合せのケースのように，販売予定のCDに関して複数の不明権利者が存在する場合，まとめて１件として申請していただくことが可能です。

また，例えばCDの販売とインターネット配信等のように，複数の利用方法について，まとめて１件として申請していただくことも可能です。

なお，手数料については，申請１件につき13,000円になります。

【御質問６】

裁定申請に当たり，利用する数量や年数を定める必要がありますか。

【回答】

使用料に相当する補償金の金額を算出するために必要となりますので，利用する数量，利用期間等について，申請者の希望する具体的な内容を定めていただく必要があります。申請できる数量や期間について，特段の上限はありません。

また，例えば，書籍の復刊や電子書籍のインターネット配信において，販売数の見込みが十分に立たない場合，当初の印刷数や配信期間を少なく設定し，その後，売行き等に応じて，増刷や配信期間の延長を行うというように，利用の数量や期間を区切り，複数回に分けて利用を行う旨の申請を行うことも可能です。この場合，利用の数量や期間ごとに補償金を追加供託して利用することができます。詳しくは文化庁担当者に御相談ください。

なお，裁定を受け，補償金の供託を行った後は，裁定に係る著作物等の利用を当初の予定通り行わなかったとしても，供託済みの補償金の取戻しを行うことはできませんので，利用する数量や期間を定める際には御注意ください。

【御質問７】

電子書籍のインターネット配信を考えているのですが，当初３年間の配信を予定しています。更に，３年間配信期間を延長する場合には，再度裁定を受ける必要がありますか。

【回答】

裁定を申請する際に，当初３年間の配信のみについて，裁定を受けた場合であれば，配信期間を延長する場合には，再度，裁定申請を行う必要があります。

しかし，【御質問６】の回答に示したとおり，当初から配信期間の延長の可能性がある場合は，その旨も含めて申請を行い，裁定を受けることも可能です。この場合，再度裁定申請を行う必要がなくなります。

【御質問８】

書籍の販売を考えていますが，売行きによっては，インターネットでも配信することにしたいと考えています。後からインターネット配信をする場合は，再度裁定を受ける必要がありますか。

【回答】

裁定を申請する際に，書籍での販売のみについて裁定を受けた場合であれば，インターネット配信をする場合には，再度，裁定申請を行う必要があります。

しかし，当初からインターネット配信を行う可能性がある場合は，その旨も含めて申請を行い，裁定を受けることも可能です。具体的には，利用方法に書籍の販売とインターネット配信を含めて申請し，裁定を受けた上で，まず書籍の販売に係る補償金の供託を行って書籍の販売を開始し，インターネット配信を行うことが決まった時点でインターネット配信に係る補償金の追加供託を行って，インターネット配信を開始するという方法をとることもできます。この場合，再度裁定申請を行う必要がなくなります。

【御質問９】

放送番組の二次利用では，放送事業者が権利処理を行った後に，実際の利用者（有線放送事業者，配信事業者等）へ「番組販売」を行うこと（いわゆる「元栓処理」）が一般的ですが，このような場合に放送事業者が実際の利用者に代わって，裁定の申請を行うことができますか。

【回答】

裁定の申請は，著作物等を利用する者が行うのが原則ですが，第三者に対して著作物を利用させることについて，裁定を受けることも可能です。

放送番組の二次利用については，原作，脚本，実演等について，番組供給を行う者が権利処理を行った上で番組を供給するという，いわゆる「元栓処理」が慣行となっており，実際の利用者が申請を行うことは事実上困難であると想定されます。

このような場合は放送事業者が実際の利用者の利用も含めた裁定の申請を行うことも可能です。

【御質問１０】

裁定により写真を利用する場合，一部を切り抜いたり，修正したりして利用することはできますか。

【回答】

写真の一部を切り抜いたり，修正したりして利用することは，著作者人格権（同一性保持権）等を侵害するおそれがあります。

写真に限らず，著作物や実演については，著作者人格権や実演家人格権が存在します。裁定を受けたとしても，著作者人格権等を侵害する行為が認められるわけではないので御注意ください。

資料１

著作物等利用裁定申請書の記載例

【記入例①（言語の著作物の復刊）】

13,000 円
（収入印紙）

平成○○年○○月○○日

文化庁長官　殿

申請者　〒100-8959
東京都千代田区霞が関３丁目２番２号
株式会社　文部科学出版
代表取締役　文科　太郎　㊞
担当者　編集部　著作　健太
電話 03-5253-4111(内線 2847)
E-mail：***@****.**.jp

裁定申請書

著作権法第 67 条第１項の規定に基づき，下記の著作物の利用を行いたいので，必要な資料を添えて申請します。

記

１　著作物の題号
日本の文化

２　著作者名
文化　太郎（ぶんかたろう）

３　著作物の種類及び内容又は体様
言語の著作物　株式会社○○出版より昭和 57 年 11 月 2 日初版発行された書籍(全 250 ページ)

４　著作物の利用方法
（１）上記著作物を複製し，初版 3,000 部，定価 800 円(本体価格)で販売（譲渡）する。
（２）上記に加えて，500 部を単位として追加複製し，定価 800 円（本体価格）で販売（譲渡）する。

5　補償金の額の算定の基礎となるべき事項

（１）181,440 円

（本体価格×発行部数×印税率７％×消費税→800 円×3,000 部×７％×1.08＝181,440 円）

印税率については，一般社団法人日本書籍出版協会（平成 26 年 10 月　担当〇〇氏）に問い合わせたところ，他社から出版された書籍（学術書）を復刊する場合は，著作権者に７％程度の印税を支払うのが出版業界の通例，慣習であるとの見解を得た。

（２）　30,240 円

（本体価格×追加複製の単位数×印税率７％×消費税→800 円×500 部×７％×1.08＝30,240 円）

6　著作権者と連絡することができない理由

株式会社〇〇出版に確認した結果，著作権者の電話番号までは判明したものの，電話番号が無効であったため，下記の調査を行ったが，著作権者の所在は不明であった。

ア　広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること

【「著作物，実演，レコード，放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるものの閲覧」を選択した場合】

文化人名録（著作権台帳）第〇版（日本著作権協議会,昭和 XX 年刊）に著作権者の配偶者の電話番号が記載されていたため，連絡をしたが，現在は使われていない番号であり，連絡が取れなかった。

【「広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトでの検索」を選択した場合】

検索サイトである〇〇〇により，著作者の名前，著作物の題号及びその他の情報から検索を行ったが，著作権者の連絡先につながる情報は得られなかった。

イ　広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること

(ｱ)　著作権等管理事業者等への照会

言語の著作物の著作権等管理事業者である公益社団法人日本文藝家協会（平成 26 年 10 月　担当〇〇氏）に照会を行ったが，著作権者から権利委託は受けていないとの回答を得た（別添メール参照）。

(ｲ)　同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人等への照会

著作権者は，かつて，作家の団体である〇〇協会の会員であったため，同協会に対して照会を行ったが，上記アで得られている連絡先（連絡を行ったが，使われていなかった）以外に新たな情報は得られなかった（別添〇〇協会からの回答書参照）。

ウ　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により，公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること

平成 26 年 11 月 1 日から，自社のウェブサイトに著作権者捜しの広告を掲載するとともに，公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトへのリンクを貼付し，著作権者に関する情報の提供を求めたが，掲載日翌日から 7 日間経過後も著作権者につながる情報は得られなかった。

7　著作権法第 67 条の 2 第 1 項の規定による著作物の利用の有無

有り

【記入例②（言語の著作物のインターネット配信）】

13,000 円

（収入印紙）

平成○○年○○月○○日

文化庁長官　殿

申請者　〒100-8959
東京都千代田区霞が関３丁目２番２号
株式会社　文部科学出版
代表取締役　文科　太郎　㊞
担当者　編集部　著作　健太
電話 03-5253-4111(内線 2847)
E-mail：***@****.**.jp

裁定申請書

著作権法第 67 条第１項の規定に基づき，下記の著作物の利用を行いたいので，必要な資料を添えて申請します。

記

１　著作物の題号
日本の文化

２　著作者名
文化　太郎（ぶんかたろう）

３　著作物の種類及び内容又は体様
言語の著作物　株式会社○○出版より昭和 57 年 11 月 2 日初版発行された書籍(全 250 ページ)

４　著作物の利用方法
（１）電子書籍販売サイト（株式会社○○）のサーバにおいて，有料（450 円（税抜き））でダウンロード形式のネット配信（公衆送信・複製）を行う。総ダウンロード数は 5,000 ダウンロードを上限とする。
（２）必要に応じて，1,000 ダウンロードを単位として有料（450 円（税抜き））でダウンロード数の上限を変更する。

５　補償金の額の算定の基礎となるべき事項

（１）364,500 円

（本体価格×販売予定数×印税率 15％×消費税→450 円×5,000×15％×1.08＝364,500 円）

印税率については，業界団体である○○協会（平成 26 年 10 月　担当○○氏）に問い合わせたところ，電子書籍を配信する場合は，著作権者に本体価格×出版契約期間中の販売予定数に著作権使用料 15％程度の印税を支払うのが出版業界の通例，慣習であるとの見解を得た。

販売予定数は,以前に文部科学出版が同様の方法で販売した電子書籍の販売数をもとに算出した。

（２）　72,900 円

（本体価格×ダウンロード数変更の単位数×印税率 15％×消費税→450 円×1,000×15％×1.08＝72,900 円）

６　著作権者と連絡することができない理由

株式会社○○出版に確認した結果，著作権者の電話番号までは判明したものの，電話番号が無効であったため，下記の調査を行ったが，著作権者の所在は不明であった。

ア　広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること

【「著作物，実演，レコード，放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるものの閲覧」を選択した場合】

文化人名録（著作権台帳）第○版（日本著作権協議会,昭和 XX 年刊）に著作権者の配偶者の電話番号が記載されていたため，連絡をしたが，現在は使われていない番号であり，連絡が取れなかった。

【「広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトでの検索」を選択した場合】

検索サイトである○○○により，著作者の名前，著作物の題号及びその他の情報から検索を行ったが，著作権者の連絡先につながる情報は得られなかった。

イ　広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること

(ｱ)　著作権等管理事業者等への照会

言語の著作物の著作権等管理事業者である公益社団法人日本文藝家協会（平成 26 年 10 月　担当○○氏）に照会を行ったが，著作権者から権利委託は受けていないとの回答を得た（別添メール参照）。

(ｲ)　同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人等への照会

著作者は，かつて，作家の団体である○○協会の会員であったため，同協会に対して照

会を行ったが，上記アで得られている連絡先（連絡を行ったが，使われていなかった）以外に新たな情報は得られなかった（別添〇〇協会からの回答書参照）。

ウ　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により，公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること

平成 26 年 11 月 1 日から，自社のウェブサイトに著作権者捜しの広告を掲載するとともに，公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトへのリンクを貼付し，著作権者に関する情報の提供を求めたが，掲載日翌日から 7 日間経過後も著作権者につながる情報は得られなかった。

7　著作権法第 67 条の 2 第 1 項の規定による著作物の利用の有無

有り

【記入例③（音楽の著作物のインターネット配信）】

13,000 円

（収入印紙）

平成○○年○○月○○日

文化庁長官　殿

申請者　〒100-8959
東京都千代田区霞が関３丁目２番２号
文部科学通信株式会社
代表取締役　文科　太郎　㊞
担当者　編集部　著作　健太
電話 03-5253-4111(内線 2847)
E-mail：***@****.**.jp

裁定申請書

著作権法第 67 条第１項の規定に基づき，下記の著作物の利用を行いたいので，必要な資料を添えて申請します。

記

１　著作物の題号
春の嵐

２　著作者名
文化　太郎（ぶんかたろう）

３　著作物の種類及び内容又は体様
音楽の著作物（楽曲）
平成○○年○月○日，東京都千代田区○○ホールで開催された「第 15 回若手作曲家コンクール」において，文化太郎氏によりピアノ演奏された楽曲

４　著作物の利用方法
文部科学通信株式会社が運営・開設するウェブサイトに着信メロディデータとして利用者の求めに応じていつでも送信できる状態にし（送信可能化・複製），無料でダウンロード形式のネッ

ト配信を行う（公衆送信・複製）。使用期間は平成 26 年 11 月 1 日から 12 月 31 日までの２か月間。総ダウンロード数は 1,000 ダウンロードまでとする。

5　補償金の額の算定の基礎となるべき事項

10,500 円

一般社団法人日本音楽著作権協会使用料規程第１１節インタラクティブ配信（下記抜粋）の規定を根拠に算定を行った。

※　一般社団法人日本音楽著作権協会使用料規程（抄）

第１１節　インタラクティブ配信

音楽配信，テレフォンサービス等ネットワークを用いた放送及び有線放送以外の公衆送信およびそれに伴う複製により著作物を利用する場合（第１０節の規定を適用する場合を除く。）の使用料は，次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

１　包括的利用許諾契約を結ぶ場合

（１）商用配信（リスニング用，カラオケ用，着信音等音楽を利用することを主たる目的として配信する場合）

①　ダウンロード形式

（ア）楽曲データを配信する場合の月額使用料は，以下の表のとおりとする。

ア　再生可能な期間等に制限がない場合

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">情報料</td></tr>
<tr><td>ある</td><td>ない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広告料等収入</td><td>ある</td><td rowspan="2">広告料等収入の有無にかかわらず，１曲１リクエスト当たりの情報料７．７％または７円７０銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td><td>１曲１リクエスト当たり６円６０銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td></tr>
<tr><td>ない</td><td>１曲１リクエスト当たり５円５０銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">最　低使用料</td><td colspan="2">本表で算出した月額使用料が５，０００円を下回る場合は５，０００円とする。この場合において，送信可能化する日数が５日までの場合は，日額１，０００円に利用日数を乗じて得た額とする。</td></tr>
</table>

上記アの表中の情報料「ない」，広告料等収入「ない」の欄，及び最低使用料の欄を適用する。

計算は次のとおり。

①　同社が配信している同様の著作物の配信実績を勘案して，配信期間の２か月間の上限配信ダウンロード数を 1,000 回に設定したところから，「月間の総リクエスト回数」を 500 回として計算

②　月額使用料は，「月間の総リクエスト回数」である 500 回を 5.5 円に乗ずると 2,750 円になるが，最低使用料を下回るため，最低使用料に消費税分の８％を加えた 5,400 円とした。

③　今回の利用は２か月間であるため，5,400 円×２か月＝10,800 円を使用料とする。

6　著作権者と連絡することができない理由

著作者の名前等についてのインターネット上の情報による調査，利用者や専門家等への照会，ウェブサイトにおいて一般への告知を行う等したが，著作権者の所在は不明であった。

ア　広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること

【「著作物，実演，レコード，放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるものの閲覧」を選択した場合】

文化人名録（著作権台帳）第〇版（日本著作権協議会,平成 XX 年刊）及び音楽家人名事典（日外アソシエーツ株式会社,平成 XX 年刊）の閲覧を行ったが，著作権者に関する情報は未掲載であった。

【「広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトでの検索」を選択した場合】

検索サイトである〇〇〇により，著作者の名前，著作物の題号及びその他の情報から検索を行ったが，著作権者の連絡先につながる情報は得られなかった。

イ　広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること

(ｱ)　著作権等管理事業者への照会

音楽の著作物の著作権等管理事業者である一般社団法人日本音楽著作権協会（平成 26 年 10 月　担当〇〇氏），株式会社イーライセンス（平成 26 年 10 月　担当〇〇氏），株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス（平成 26 年 10 月　担当〇〇氏）に照会を行ったが，著作権者から権利委託は受けていないとの回答を得た（別添メール参照）。

(ｲ)　同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人等への照会

公益社団法人日本作曲家協会（平成 26 年 10 月　担当〇〇氏），一般社団法人日本作曲家協議会（平成 26 年 10 月　担当〇〇氏），一般社団法人日本童謡協会（平成 26 年 10 月　担当〇〇氏）に，著作権者について照会を行ったが，同人の連絡先に関係する情報は持ち合わせていないとの回答を得た（別添〇〇協会からの回答書参照）。

ウ　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により，公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること

平成 26 年 10 月 1 日から，公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトで著作権者捜しの広告を出したが，掲載日翌日から 7 日間経過後も著作権者につながる情報は得られなかった。

7　著作権法第 67 条の２第１項の規定による著作物の利用の有無

有り

【記入例④（実演が録音録画されたテレビドラマの DVD 化）】

13,000 円

（収入印紙）

平成○○年○○月○○日

文化庁長官　殿

申請者　〒100-8959
東京都千代田区霞が関３丁目２番２号
文部科学放送株式会社
代表取締役　文化　花子　㊞
担当者　著作権部　千代田　文子
電話 03-5253-4111(内線 2847)
E-mail：***@****.**.jp

裁定申請書

著作権法第 103 条において準用する著作権法第 67 条第１項の規定に基づき，下記の実演の利用を行いたいので，必要な資料を添えて申請します。

記

１　実演が行われた作品名や実演家の役名等
テレビドラマ「○○」における○○役

２　実演家名
著作　健太郎（ちょさく　けんたろう）

３　実演の内容又は体様
テレビドラマ「○○」（全○回）（昭和○年○月○日～昭和○年○月○日　文部科学放送株式会社において放送）における○○役の実演

４　実演の利用方法
（１）　当該実演が録音・録画された放送番組を DVD として 1,000 本複製し，定価 7,000 円（本体価格）で販売（譲渡）する。
（２）　上記に加えて，必要に応じて最小単位を 100 本として追加複製し，定価 7,000 円（本体価格）で販売（譲渡）する。

５　補償金の額の算定の基礎となるべき事項

（１）　3,780 円

一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構の使用料規程第 10 条（市販用またはレンタル用ビデオグラムへの録音録画）の規定を根拠に算定を行った。

※一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構使用料規程（抄）

第 10 条　（市販用またはレンタル用ビデオグラムへの録音録画）

国内において個人向けに販売する（市販）または業務として個人向けに貸与する（レンタル）ことを目的として，テレビ番組に変更を加えず，ビデオグラムに録音録画する場合の使用料は，次の計算式により算出した額とする。

ビデオグラムの小売価格（消費税抜）×使用料率×寄与率×出荷数

使用料率は下記のとおりとする。

ドラマ	10.00%
バラエティ，歌等娯楽番組	8.00%
情報・教養など	4.00%
ナレーションのみ	2.00%

計算は次のとおり。

①　使用料率は上記のドラマの使用料率 10%を適用する。

②　寄与率は当該作品に出演した実演家を「主役ランク」,「脇役ランク」,「その他」の 3 ランクに分類した上で，各実演家にランクに応じた点数を配分し，更に当該実演家のドラマへの出演回数を乗じる。全実演家の得点を合算した数に占める，著作健太郎氏の得点の割合を寄与率とする。今回は 0.5%である。

③　補償金額＝小売価格（消費税抜）×使用料率×寄与率×出荷数×消費税率

＝7,000×0.1×0.005×1,000×1.08

＝3,780 円

（２）　378 円

（１）と同様に算定する。

補償金額＝7,000×0.1×0.005×100×1.08

＝378 円

６　実演家と連絡することができない理由

実演家の名前等についてのインターネット上の情報による調査，利用者や専門家等への照会，ウェブサイトにおいて一般への告知を行う等したが，著作隣接権者の所在は不明であった。

ア　広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること

【「著作物，実演，レコード，放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるものの閲覧」を選択した場合】

日本タレント名鑑（株式会社 VIP タイムズ社,平成 XX 年刊）及び出演者名簿（公益社団法人著作権情報センター,平成 XX 年刊）の閲覧を行ったが，著作隣接権者に関する情報は未掲載であった。

【「広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトでの検索」を選択した場合】

検索サイトである○○○により，番組の名称，役名，実演家の名前及びその他の情報から検索を行ったが，著作隣接権者の連絡先につながる情報は得られなかった。

イ　広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること

(ｱ)　著作権等管理事業者への照会

実演の著作隣接権を管理する著作権等管理事業者である一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（平成 27 年 12 月　担当○○氏），公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（平成 27 年 12 月　担当○○氏）に照会を行ったが，権利委託は受けていないとの回答を得た（別添メール参照）。

(ｲ)　同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人等への照会

実演家の団体である○○協会（平成 27 年 12 月　担当○○氏）及び○○組合（平成 27 年 12 月　担当○○氏）に，著作隣接権者について照会を行ったが，同人の連絡先に関係する情報は持ち合わせていないとの回答を得た（別添回答書参照）。

ウ　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により，公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること

平成 27 年 12 月 15 日から，公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトで著作隣接権者捜しの広告を出したが，掲載日翌日から 7 日間経過後も著作隣接権者につながる情報は得られなかった。

7　著作権法第 103 条において準用する同法第 67 条の 2 第 1 項の規定による実演の利用の有無

有り

【記入例⑤（過去に裁定がなされている著作物等の裁定１）】

13,000 円

（収入印紙）

平成○○年○○月○○日

文化庁長官　殿

申請者　〒100-8959
東京都千代田区霞が関３丁目２番２号
株式会社文部科学文芸出版
代表取締役　科学　文男　㊞
担当者　編集部　著作　千代
電話 03-5253-4111(内線 2847)
E-mail：***@****.**.jp

裁定申請書

著作権法第 67 条第１項の規定に基づき，下記の著作物の利用を行いたいので，必要な資料を添えて申請します。

記

１　著作物の題号
日本の文化

２　著作者名
文化　太郎（ぶんかたろう）

３　著作物の種類及び内容又は体様
言語の著作物　株式会社○○出版より昭和 57 年 11 月 2 日初版発行された書籍(全 250 ページ)

４　著作物の利用方法
（１）上記著作物を複製し，初版 5,000 部，定価 600 円(本体価格)で販売（譲渡）する。
（２）上記に加えて，500 部を単位として追加複製し，定価 600 円（本体価格）で販売（譲渡）する。

５　補償金の額の算定の基礎となるべき事項
（１）226,800 円
（本体価格×発行部数×印税率７％×消費税→600 円×5,000 部×７％×1.08＝226,800 円）

印税率については，○○協会（平成 28 年 2 月　担当○○氏）に問い合わせたところ，他社から出版された書籍（学術書）を復刊する場合は，著作権者に７％程度の印税を支払うのが出版業界の通例，慣習であるとの見解を得た。

（２）　22,680 円

（本体価格×追加複製の単位数×印税率７％×消費税→600 円×500 部×７％×1.08＝22,680 円）

6　著作権者と連絡することができない理由

株式会社○○出版に確認した結果，著作権者の電話番号までは判明したものの，当該電話番号はすでに使われていなかった。また，「日本の文化」は過去に株式会社文部科学出版が裁定を受けていたため，株式会社文部科学出版に連絡したが，著作権者はまだ現れておらず，著作権者に関する情報は得られなかった。そのため，下記の調査を行ったが，著作権者の所在は不明であった。

ア　広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること

【「過去になされた裁定に係る著作物等について，再度裁定を受けようとする場合にあっては，文化庁のウェブサイトに掲載された過去に裁定を受けた著作物等のデータベースでの検索」を選択した場合】

文化庁のウェブサイトに掲載されている過去に裁定を受けた著作物等のデータベースを確認したが，既に把握している情報以外に新たな情報は記載されていなかった。

イ　広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること

(ｳ)　文化庁長官への照会

文化庁のウェブサイトに掲載されている過去に裁定を受けた著作物等のデータベースに記載されている以上の情報はなかった。

ウ　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により，公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること

平成 28 年 2 月 22 日から，自社のウェブサイトに著作権者捜しの広告を掲載するとともに，公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトへのリンクを貼付し，著作権者に関する情報の提供を求めたが，掲載日翌日から 7 日間経過後も著作権者につながる情報は得られなかった。

7　著作権法第 67 条の２第１項の規定による著作物の利用の有無

有り

【記入例⑥（過去に裁定がなされている著作物等の裁定２）】

13,000 円

（収入印紙）

平成○○年○○月○○日

文化庁長官　殿

申請者　〒100-8959
東京都千代田区霞が関３丁目２番２号
株式会社文部科学文芸出版
代表取締役　科学　文男　㊞
担当者　編集部　著作　千代
電話 03-5253-4111(内線 2847)
E-mail：***@****.**.jp

裁定申請書

著作権法第 67 条第１項の規定に基づき，下記の著作物の利用を行いたいので，必要な資料を添えて申請します。

記

１　著作物の題号
未来

２　著作者名
著作　権次郎（ちょさくけんじろう）

３　著作物の種類及び内容又は体様
言語の著作物　株式会社○○出版より昭和 44 年 11 月 2 日初版発行された書籍(全 250 ページ)

４　著作物の利用方法
（１）上記著作物を複製し，初版 5,000 部，定価 600 円(本体価格)で販売（譲渡）する。
（２）上記に加えて，500 部を単位として追加複製し，定価 600 円（本体価格）で販売（譲渡）する。

５　補償金の額の算定の基礎となるべき事項
（１）226,800 円
（本体価格×発行部数×印税率７％×消費税→600 円×5,000 部×７％×1.08＝226,800 円）

印税率については，○○協会（平成 28 年 2 月　担当○○氏）に問い合わせたところ，他社から出版された書籍（学術書）を復刊する場合は，著作権者に７％程度の印税を支払うのが出版業界の通例，慣習であるとの見解を得た。

（２）　22,680 円

（本体価格×追加複製の単位数×印税率７％×消費税→600 円×500 部×７％×1.08＝22,680 円）

6　著作権者と連絡することができない理由

株式会社○○出版に確認した結果，著作権者の電話番号までは判明したものの，当該電話番号は既に使われていなかった。そのため，下記の調査を行ったが，著作権者の所在は不明であった。

ア　広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること

【「過去になされた裁定に係る著作物等について，再度裁定を受けようとする場合にあっては，文化庁のウェブサイトに掲載された過去に裁定を受けた著作物等のデータベースでの検索」を選択した場合】文化庁のウェブサイトに掲載されている過去に裁定を受けた著作物等のデータベースを確認したところ，通番○○―000028 に著作権次郎著の「未来」についての記載があった（平成○年○月○日裁定）。備考欄を確認したところ，文化庁に著作権者に関する情報が寄せられているという記載があったため，文化庁担当者に連絡した。

イ　広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること

(ｳ)　文化庁長官への照会

文化庁担当者に，著作権者に関する情報を問い合わせたところ，過去の裁定後に著作権者の連絡先（電話番号，住所）が判明したとの情報を得たため，当該連絡先に問合せを行った。しかし，当該電話番号は使われておらず，当該住所に送付した文書は宛所不明で返送された。

ウ　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により，公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること

平成 28 年 2 月 23 日から，自社のウェブサイトに著作権者捜しの広告を掲載するとともに，公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトへのリンクを貼付し，著作権者に関する情報の提供を求めたが，掲載日翌日から 7 日間経過後も著作権者につながる情報は得られなかった。

7　著作権法第 67 条の２第１項の規定による著作物の利用の有無

有り

資料２

多数の著作物等について，「相当な努力」をしたことを疎明する資料の作成例

１．著作者

	著作物の題号	著作者名	ア(ｱ)名簿・名鑑類の閲覧 又は ア(ｲ)ネット検索サービスによる情報の検索	イ(ｱ)著作権等管理事業者等への照会	イ(ｲ)同種の著作物等に関する識見を有する団体への照会	ウ 公衆に対し情報提供を求めること
1	著作権等管理事業法概論	著作　権太郎	○○台帳を閲覧し，○○台帳に書かれている住所に書面を送付したが，宛先不明で返送された。	言語の著作物を管理する○○協会と○○連盟に照会を行ったが，著作権者の連絡先等に関係する情報は得られなかった。	著作権等管理事業法に関する学会である○○学会に照会を行い，著作権者が○○年まで勤務していた勤務先が判明したため，勤務先に照会したが，連絡先は判明しなかった。	公益社団法人著作権情報センターのHP(H26.11.1～H26.11.8掲載)にて，広く一般に情報提供を求めたが著作権者に関する情報は得られなかった。
2	メディアとしてのポスター	不明	Google等のサーチエンジンで題号に関係するキーワードから検索を行ったが，著作権者に関係する情報は得られなかった。	美術の著作物を管理する○○協会と○○連盟に照会を行ったが，著作権者に関係する情報は得られなかった。	ポスター等広告媒体に関する学会である○○学会に照会を行ったが，著作権者の連絡先等に関係する情報は得られなかった。	公益社団法人著作権情報センターのHP(H26.11.1～H26.11.8掲載)にて，広く一般に情報提供を求めたが著作権者に関する情報は得られなかった。
3	不明	不明	Google等のサーチエンジンで当該著作物に関係するキーワードから検索を行ったが，著作権者に関係する情報は得られなかった。	写真の著作物を管理する○○協会と○○連盟に照会を行ったが，著作権者に関係する情報は得られなかった。	写真に関する協会である○○協会に照会を行ったが，著作権者の連絡先等に関係する情報は得られなかった。	公益社団法人著作権情報センターのHP(H26.11.1～H26.11.8掲載)にて，広く一般に情報提供を求めたが著作権者に関する情報は得られなかった。
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

２．実演家

	実演が行われた作品名	実演家名	ア(ｱ)名簿・名鑑類の閲覧 又は ア(ｲ)ネット検索サービスによる情報の検索	イ(ｱ)著作権等管理事業者等への照会	イ(ｲ)同種の著作物等に関する識見を有する団体への照会	ウ 公衆に対し情報提供を求めること
1	ドラマ「夜明け」	文科　花子	Yahoo!等のサーチエンジンで題号・氏名を検索したが，実演家の連絡先等に関係する情報は得られなかった。	著作隣接権を管理する○○団体に照会を行ったが，実演家の連絡先等に関係する情報は得られなかった。	俳優が主な構成員である○○団体に照会を行ったが，実演家の連絡先等に関係する情報は得られなかった。	○○新聞(H26.11.1掲載)にて，広く一般に情報提供を求めたが実演家に関する情報は得られなかった。
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

３．過去に裁定を受けた著作物等

	著作物の題号	著作者名	ア(ｳ)過去に裁定を受けた著作物等のデータベースの検索	イ(ｳ)文化庁長官への照会	ウ 公衆に対し情報提供を求めること
1	著作権等管理事業法概論	著作　権太郎	文化庁のウェブサイトの過去に裁定を受けた著作物等のデータベースを検索したところ，通番〇〇ー000011に当該著作物に関する記載があり，備考欄に文化庁に著作権者に関する情報が寄せられているという記載があったため，文化庁担当者に連絡した。	文化庁担当者から著作権者の連絡先に関する情報を得たため，当該連絡先に電話及び郵送で照会を行ったが，電話番号は既に使われておらず，送付した文書も宛先不明で返送されてきた。	公益社団法人著作権情報センターのHP(H28.2.15～H28.2.22掲載)にて，広く一般に情報提供を求めたが著作権者に関する情報は得られなかった。
2	メディアとしてのポスター	不明	文化庁のウェブサイトの過去に裁定を受けた著作物等のデータベースを検索したところ，通番〇〇ー000052に当該著作物に関する記載があったが，著作権者に関する情報についての記載はなかった。	左記に同じ	公益社団法人著作権情報センターのHP(H28.2.15～H28.2.22掲載)にて，広く一般に情報提供を求めたが著作権者に関する情報は得られなかった。
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

資料３

関係法令等

著作権法（抄）（昭和四十五年法律第四十八号）

（著作物の例示）

第十条　この法律にいう著作物を例示すると，おおむね次のとおりである。

一　小説，脚本，論文，講演その他の言語の著作物

二　音楽の著作物

三　舞踊又は無言劇の著作物

四　絵画，版画，彫刻その他の美術の著作物

五　建築の著作物

六　地図又は学術的な性質を有する図面，図表，模型その他の図形の著作物

七　映画の著作物

八　写真の著作物

九　プログラムの著作物

２・３　（略）

（著作権者不明等の場合における著作物の利用）

第六十七条　公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され，若しくは提示されている事実が明らかである著作物は，著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は，文化庁長官の裁定を受け，かつ，通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して，その裁定に係る利用方法により利用することができる。

２　前項の裁定を受けようとする者は，著作物の利用方法その他政令で定める事項を記載した申請書に，著作権者と連絡することができないことを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて，これを文化庁長官に提出しなければならない。

３　第一項の規定により作成した著作物の複製物には，同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

（裁定申請中の著作物の利用）

第六十七条の二　前条第一項の裁定（以下この条において単に「裁定」という。）の申請をした者は，当該申請に係る著作物の利用方法を勘案して文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合には，裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間（裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つたときは，当該連絡をすることができるに至つた時までの間），当該申請に係る利用方法と同一の方法により，当該申請に係る著作物を利用することができる。ただし，当該著作物の著作者が

当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは，この限りでない。

2　前項の規定により作成した著作物の複製物には，同項の規定の適用を受けて作成された複製物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示しなければならない。

3　第一項の規定により著作物を利用する者（以下「申請中利用者」という。）が裁定を受けたときは，前条第一項の規定にかかわらず，同項の補償金のうち第一項の規定により供託された担保金の額に相当する額(当該担保金の額が当該補償金の額を超えるときは，当該額）については，同条第一項の規定による供託を要しない。

4　申請中利用者は，裁定をしない処分を受けたとき（当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つた場合を除く。）は，当該処分を受けた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託しなければならない。この場合において，同項の規定により供託された担保金の額のうち当該補償金の額に相当する額（当該補償金の額が当該担保金の額を超えるときは，当該額）については，当該補償金を供託したものとみなす。

5　申請中利用者は，裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つたときは，当該連絡をすることができるに至つた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

6　前三項の場合において，著作権者は，前条第一項又は前二項の補償金を受ける権利に関し，第一項の規定により供託された担保金から弁済を受けることができる。

7　第一項の規定により担保金を供託した者は，当該担保金の額が前項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなつたときは，政令で定めるところにより，その全部又は一部を取り戻すことができる。

（裁定に関する手続及び基準）

第七十条　第六十七条第一項，第六十八条第一項又は前条の裁定の申請をする者は，実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2　前項の規定は，同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの（第七十八条第六項及び第百七条第二項において「国等」という。）であるときは，適用しない。

3　（略）

4　文化庁長官は，第六十七条第一項，第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつた場合において，次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，これらの裁定をしてはならない。

一　著作者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき。

二　（略）

5　文化庁長官は，前項の裁定をしない処分をしようとするとき（第七項の規定により裁定をしない処分をする場合を除く。）は，あらかじめ申請者にその理由を通知し，弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならないものとし，当該裁定をしない処分をしたときは，理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

6　文化庁長官は，第六十七条第一項の裁定をしたときは，その旨を官報で告示するとともに申請者に通知し，第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは，その旨を当事者に通知しなければならない。

7　文化庁長官は，申請中利用者から第六十七条第一項の裁定の申請を取り下げる旨の申出があつたときは，当該裁定をしない処分をするものとする。

8　前各項に規定するもののほか，この節に定める裁定に関し必要な事項は，政令で定める。

（文化審議会への諮問）

第七十一条　文化庁長官は，第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。），第三十三条の二第二項，第六十七条第一項，第六十七条の二第四項，第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には，文化審議会に諮問しなければならない。

（補償金の額についての訴え）

第七十二条　第六十七条第一項，第六十七条の二第四項，第六十八条第一項又は第六十九条の規定に基づき定められた補償金の額について不服がある当事者は，これらの規定による裁定（第六十七条の二第四項に係る場合にあつては，第六十七条第一項の裁定をしない処分）があつたことを知つた日から六月以内に，訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

2　前項の訴えにおいては，訴えを提起する者が著作物を利用する者であるときは著作権者を，著作権者であるときは著作物を利用する者を，それぞれ被告としなければならない。

（補償金の額についての異議申立ての制限）

第七十三条　第六十七条第一項，第六十八条第一項又は第六十九条の裁定又は裁定をしない処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てにおいては，その裁定又は裁定をしない処分に係る補償金の額についての不服をその裁定又は裁定をしない処分についての不服の理由とすることができない。ただし，第六十七条第一項の裁定又は裁定をしない処分を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第一項の訴えを提起することができない場合は，この限りでない。

（補償金等の供託）

第七十四条　（略）

2　（略）

３　第六十七条第一項，第六十七条の二第四項若しくは前二項の規定による補償金の供託又は同条第一項の規定による担保金の供託は，著作権者が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住所又は居所の最寄りの供託所に，その他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所の最寄りの供託所に,それぞれするものとする。
４　前項の供託をした者は，すみやかにその旨を著作権者に通知しなければならない。ただし，著作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は，この限りでない。

（著作隣接権の譲渡，行使等）
第百三条　第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について，第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について，第六十三条の規定は実演，レコード，放送又は有線放送の利用の許諾について，第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について，第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について，第六十七条，第六十七条の二（第一項ただし書を除く。），第七十条（第三項及び第四項を除く。），第七十一条から第七十三条まで並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演，レコード，放送又は有線放送の利用について，それぞれ準用する。この場合において，第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項，第九十六条の二，第九十九条の二第一項又は第百条の四」と，第七十条第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み替えるものとする。

著作権法施行令（抄）（昭和四十五年政令第三百三十五号）

（著作権者と連絡することができない場合）
第七条の七　法第六十七条第一項の政令で定める場合は，著作権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他著作権者と連絡するために必要な情報（以下この条において「権利者情報」という。）を取得するために次に掲げるすべての措置をとり，かつ，当該措置により取得した権利者情報その他その保有するすべての権利者情報に基づき著作権者と連絡するための措置をとつたにもかかわらず，著作権者と連絡することができなかつた場合とする。
一　広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること。
二　著作権等管理事業者（著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。)その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること。
三　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により，公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること。
２　文化庁長官は，前項各号の定めをしたときは，その旨を官報で告示する。

（著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定の申請）

第八条　法第六十七条第二項の政令で定める事項は，次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。以下同じ。）の氏名

二　著作物の題号（題号がないとき又は不明であるときは，その旨）及び著作者名（著作者名の表示がないとき又は著作者名が不明であるときは，その旨）

三　著作物の種類及び内容又は体様

四　補償金の額の算定の基礎となるべき事項

五　著作権者と連絡することができない理由

六　法第六十七条の二第一項の規定により著作物を利用するときは，その旨

２　法第六十七条第二項の政令で定める資料は，次に掲げる資料とする。

一　申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは，その図面，写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料

二　申請に係る著作物が公表され，又は相当期間にわたり公衆に提供され，若しくは提示されている事実が明らかであることを疎明する資料

（担保金の取戻し）

第八条の二　法第六十七条の二第一項の規定により担保金を供託した者は，当該担保金の額が同条第六項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなつたときは，その超過額を取り戻すことができる。

（手数料）

第十一条　法第七十条第一項の政令で定める手数料の額は，一件につき一万三千円とする。

（補償金の額の通知）

第十二条　文化庁長官は，法第六十七条の二第三項に規定する申請中利用者に対して法第七十条第五項の裁定をしない処分をした旨の通知をするとき（当該申請中利用者が当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つた場合を除く。）は，併せて法第六十七条の二第四項の補償金の額を通知する。

２　文化庁長官は，法第七十条第六項の裁定をした旨の通知をするときは，併せて当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額を通知する。

（著作隣接権への準用）

第十二条の二　第七条の七から第八条の二まで及び前二条の規定は，法第百三条において法第六十七条第一項及び第二項，第六十七条の二第七項並びに第七十条第一項，第二項及び第八項の規定を準用する場合について準用する。この場合において，第八条第一項第六号中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と，第八条の二中「法」

とあるのは「法第百三条において準用する法」と，「同条第六項」とあるのは「法第百三条において準用する法第六十七条の二第六項」と，前条中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と読み替えるものとする。

第六十五条　法第七十条第二項（法第百三条において準用する場合を含む。）の政令で定める独立行政法人は，別表に掲げる独立行政法人とする。

別表（第六十五条関係）

一　独立行政法人情報通信研究機構
二　独立行政法人酒類総合研究所
三　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
四　独立行政法人国立科学博物館
五　独立行政法人防災科学技術研究所
六　独立行政法人国立美術館
七　独立行政法人国立文化財機構
八　独立行政法人経済産業研究所
九　独立行政法人工業所有権情報・研修館
十　独立行政法人産業技術総合研究所
十一　独立行政法人製品評価技術基盤機構
十二　独立行政法人教員研修センター
十三　独立行政法人国立高等専門学校機構
十四　独立行政法人大学評価・学位授与機構
十五　独立行政法人国立大学財務・経営センター

著作権法施行規則（抄）（昭和四十五年文部省令第二十六号）

（印紙納付）

第二十三条　法第七十条第一項，第七十八条第五項（法第八十八条第二項及び第百四条において準用する場合を含む。）及び第百七条の規定による手数料は，収入印紙をもつて納付しなければならない。

平成二十一年文化庁告示第二十六号（抄）

（広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料）

第一条　著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号。以下「令」という。）第七条の七第一項第一号（令第十二条の二において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める刊行物その他の資料は，次に掲げるもののうち適切なものとする。

一　著作物，実演，レコード，放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるもの
二　広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト
三　過去になされた著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十七条第一項（法第百三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の裁定に係る著作物，実演，レコード，放送又は有線放送について同項の裁定を受けようとする場合にあっては，文化庁のウェブサイトに掲載されたこれらの著作物，実演，レコード，放送又は有線放送に関するデータベース

（広く権利者情報を保有していると認められる者）
第二条　令第七条の七第一項第二号（令第十二条の二において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める者は，第一号及び第二号に掲げるもの（過去になされた法第六十七条第一項の裁定に係る著作物，実演，レコード，放送又は有線放送について同項の裁定を受けようとする場合にあっては，次に掲げるもののうち適切なもの）とする。
一　著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であって，法第六十七条第一項の裁定の申請に係る著作物，実演，レコード，放送又は有線放送と同じ種類のもの（以下「同種著作物等」という。）を取り扱うもの
二　同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人その他の団体
三　文化庁長官

（日刊新聞紙への掲載に準ずる方法）
第三条　令第七条の七第一項第三号（令第十二条の二において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める方法は，公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトに七日以上の期間継続して掲載することとする。

裁定の手引き　～権利者が不明な著作物等の利用について～

平成 24 年	5 月	25 日	第 1 版作成
平成 25 年	3 月	8 日	第 2 版作成
平成 26 年	4 月	1 日	第 3 版作成
平成 26 年	8 月	27 日	第 4 版作成
平成 28 年	2 月	15 日	第 5 版作成

文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室管理係

〒100－8959

東京都千代田区霞が関３－２－２

TEL（03）5253－4111（内線：2847）

FAX（03）6734－3813